

茅ヶ崎の環境

－ 平成17年度報告 －



輪光寺の庚申塔



平成18年12月
茅ヶ崎市

表紙写真

リンコウジ ヨウシントウ
輪光寺の庚申塔（寛永１７年） 市重要文化財指定

円蔵２２３番地

庚申塔は人の延命招福を願って、江戸時代から庶民の間で盛んに造られました。この塔は、市内にある９０基余りの庚申塔の中で最も古い寛永１７年（１６４０）という年号銘をもっています。また、頭に烏帽子をかぶり、しゃがんだ姿の三猿が「見ザル・聞ザル・言わザル」の所作をして浮き彫りしてあります。三猿のこのようなスタイルは、同時期のものでは他に類例を見ず、三猿を持つ庚申塔では、全国的に見ても、今のところ最も古いものです。

昭和44年8月15日

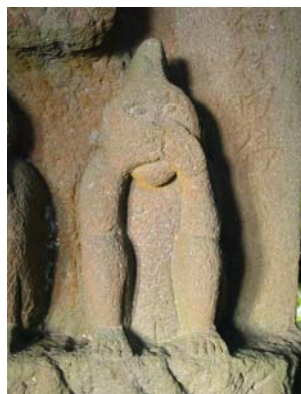
茅ヶ崎市教育委員会



聞かザル

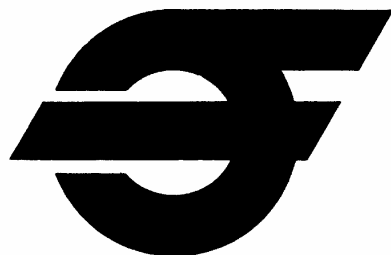


見ザル



言わザル

市 章



「チガサキ」の「チ」を図案化した円形は、市の融和と団結をあらわし、翼状平行線は市勢の飛躍、発展を象徴しています。
(昭和32年10月1日制定)

市 民 憲 章

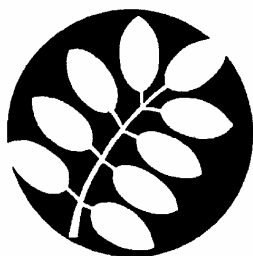
美しい海
きれいな空気
おだやかな四季

私たちはこの恵まれた自然に感謝しながら、
未来へ力強くはばたくための愛市憲章をこ
こに定めます。

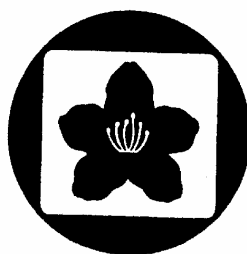
1. 美しい自然は、私たちみんなの誇りです。
1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにはげみます。
1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをきずきます。
1. 老いも若きも手を取りあって、輝かしい明日へ向って前進しましょう。

(昭和42年10月1日制定)

市の木・市の花・市の鳥



市の木「アカシア」
(昭和47年10月1日制定)



市の花「つつじ」
(昭和47年10月1日制定)



市の鳥「シジュウカラ」
白地にネクタイといったかわ
い模様が特徴です。
(平成9年10月1日制定)

目 次

第1章 市勢の概要

1	位置と地勢.....	1
2	用途地域別面積.....	2
3	人口・世帯数.....	3
4	市の環境行政機構.....	4

第2章 公害関係法令制定状況と届出

1	公害法令制定状況.....	5
2	法令等に基づく本市の規制地域指定状況.....	5
3	法令等に基づく申請・届出.....	6

第3章 公害苦情発生状況

1	公害苦情件数の推移.....	9
2	用途地域別苦情件数.....	10
3	業種別苦情件数.....	11

第4章 公害の現況

1	大気汚染.....	12
2	水質汚濁.....	24
3	騒音・振動.....	35
4	地盤沈下.....	42

環境に関する用語の解説.....	46
------------------	----

第1章 市勢の概要

第1章 市勢の概要

1 位置と地勢

本市は、神奈川県の中南部、東経139度24分、北緯35度19分に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmにおよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km²、東西6.94km、南北7.60kmで、周囲は30.46kmに及んでいます。

市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬は暖かです。年間の平均気温も摂氏17度と自然に恵まれており、明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地でした。

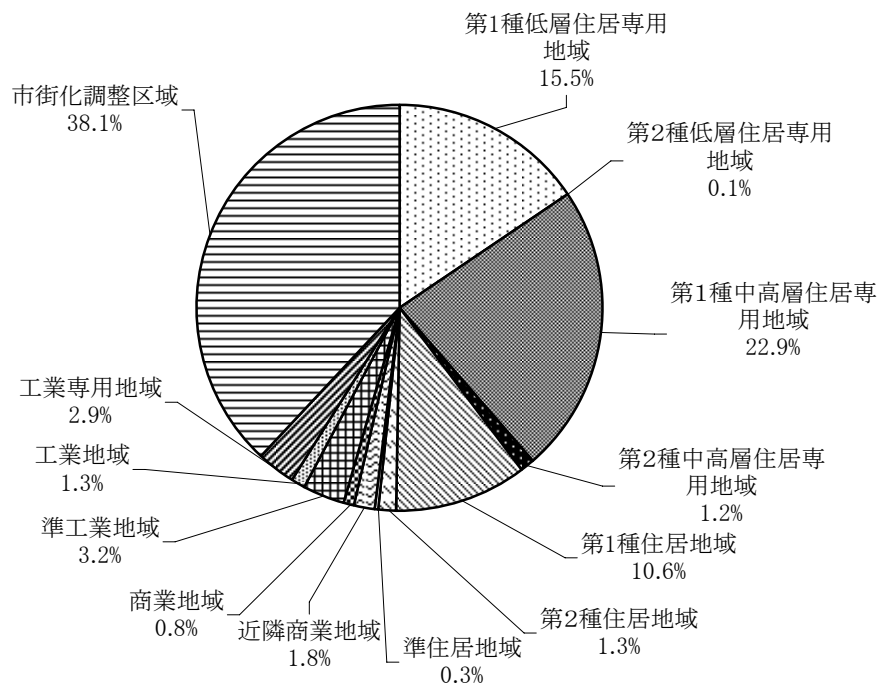
このように、恵まれた自然と地理的条件のもとに、「自然と人がふれあう心豊かな快適都市茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めております。



2 用途地域別面積

区域別	地 域 別	面積 (ha)	率 (%)
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	555.0	15.5
	第2種低層住居専用地域	5.3	0.1
	第1種中高層住居専用地域	819.0	22.9
	第2種中高層住居専用地域	43.0	1.2
	第1種住居地域	378.0	10.6
	第2種住居地域	47.0	1.3
	準住居地域	9.7	0.3
	近隣商業地域	63.0	1.8
	商業地域	27.0	0.8
	準工業地域	116.0	3.2
	工業地域	47.0	1.3
	工業専用地域	103.0	2.9
	市街化調整区域	1,363.0	38.1
合 計		3,576.0	100.0

用途地域別面積割合

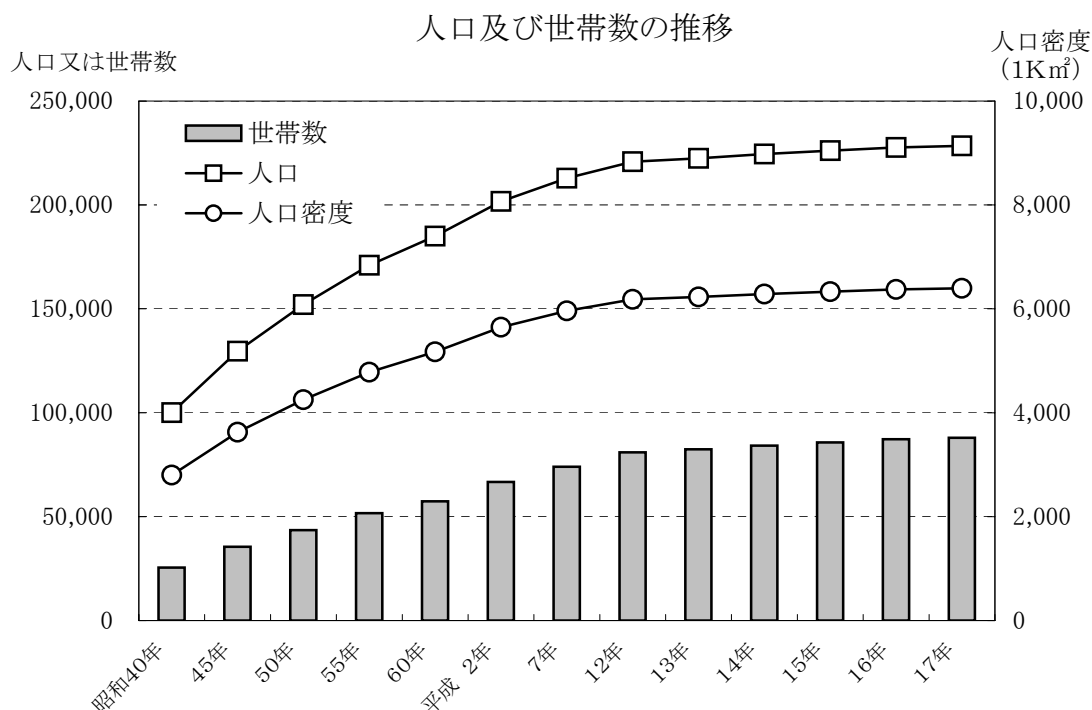


3 人口・世帯数

各年10月1日現在

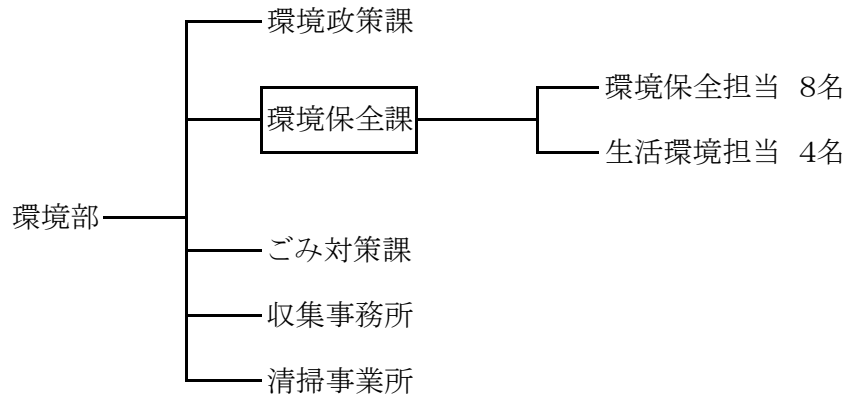
年次	世帯数	人 口			人口密度 (1km ² 当)
		総 数	男	女	
昭和40年	25,510	100,081	50,266	49,815	2,799
45年	35,467	129,621	64,934	64,687	3,625
50年	43,520	152,023	75,954	76,069	4,251
55年	51,715	171,016	85,621	85,395	4,782
60年	57,377	185,030	92,444	92,586	5,174
平成 2年	66,729	201,675	100,820	100,855	5,648
7年	74,032	212,874	106,035	106,839	5,961
12年	80,926	220,810	109,487	111,323	6,183
13年	82,381	222,460	110,077	112,383	6,230
14年	84,161	224,469	111,016	113,453	6,286
15年	85,737	226,106	111,691	114,415	6,332
16年	87,273	227,659	112,369	115,290	6,375
17年	87,976	228,430	113,256	115,174	6,396

平成2年10月1日以降の人口密度は総務省統計局が推計した面積で算出。



4 市の環境行政機構（平成17年4月1日現在）

機構図



環境行政機構の変遷

昭和33年12月	商工観光課				
昭和41年11月	経済部	商工観光課	指導係	1名	
昭和42年10月	経済部	商工観光課	公害係	2名	
昭和47年7月	生活環境部	環境整備課	公害係	9名	
昭和54年7月	生活環境部	公害対策課	対策係	4名	
			調査指導係	4名	
平成5年4月	環境部	環境保全課	環境保全担当	8名	

環境保全課事務分掌

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 汚水等を排出する工場の公害防止統括者の選任届出等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (9) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (10) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (11) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (12) 公害事案の処理に関すること。
- (13) 環境衛生事業の総合調整に関すること。
- (14) 環境美化事業に関すること。
- (15) 鳥獣の捕獲の許可等に関すること。
- (16) 墓地に関すること。
- (17) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること。
- (18) 動物愛護に関すること。
- (19) 衛生害虫等の駆除に関すること。
- (20) 空地等(他の所管に属するものを除く。)の浄化推進に関すること。
- (21) 公衆便所(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1 公害法令等制定状況

公布年月日	法 令 等 の 制 定 状 況
昭和26年12月	神奈川県事業場公害防止条例
33年12月	工場排水等の規制に関する法律
37年 6月	ばい煙の規制等に関する法律
39年 3月	神奈川県公害の防止に関する条例
42年 8月	公害対策基本法
43年 6月	大気汚染防止法
43年 6月	騒音規制法
45年 6月	公害紛争処理法
45年12月	水質汚濁防止法
46年 3月	農用地の土壤汚染防止等に関する法律
46年 6月	神奈川県公害防止条例
46年 6月	悪臭防止法
51年 6月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
51年 6月	振動規制法
53年 3月	神奈川県公害防止条例(全面改正)
55年10月	神奈川県環境影響評価条例
平成 4年 6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に関する特別措置法(自動車NOx法)
5年11月	環境基本法
8年 3月	神奈川県環境基本条例
8年 9月	茅ヶ崎市環境基本条例
9年 6月	環境影響評価法
9年10月	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
11年 7月	ダイオキシン類対策特別措置法
13年 6月	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)
14年 3月	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例
14年 5月	土壤汚染対策法
15年 4月	茅ヶ崎市が政令で指定する人口二十万以上の市(特例市)に移行

2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況

施行年月	内 容	規 制 地 域
昭和44年 4月	騒音規制法に基づく地域指定 (昭和49年5月廃止)	市内全域(工業専用地域を除く)
48年 5月	神奈川県公害防止条例に基づく地下水採取規制指定地域	市内全域
48年 5月	悪臭防止法に基づく地域指定	市街化区域
49年 5月	騒音規制法に基づく地域指定	市内全域(工業専用地域を除く)
52年11月	振動規制法に基づく地域指定	市内全域(工業専用地域を除く)
平成 4年12月	自動車NOx法に基づく地域指定	市内全域
15年 4月 (特例市移行に伴う事務)	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の指定	市街化区域
	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域及び規制基準の指定	市内全域(工業専用地域を除く)
17年 1月	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の改正(臭気指数規制告示)	市内全域(農業振興地域を除く)

3 法令等に基づく申請・届出

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

(件数)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年度比
指定事業所数	216	204	202	-2
設置許可申請	2	1	2	1
事業開始届	1	1	0	-1
変更許可申請	8	11	8	-3
変更完了届	8	10	3	-7
変更計画中止届	0	0	0	0
変更計画届	2	0	1	1
変更計画早期着手申請	0	0	0	0
変更届	23	24	14	-10
地位承継届	1	0	1	1
廃止等届	6	13	4	-9
環境配慮書	6	8	2	-6
現況届	0	0	0	0
地下水採取関係届	122	129	122	-7
夜間小売業関係届	0	0	2	2
土壤汚染関係	32	48	48	0
環境汚染関係	0	0	0	0
合 計 (申請・届出数)	211	245	207	-38

(2) 水質汚濁防止法

(件数)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年度比
特定事業場数	117	114	113	-1
設置届	7	5	10	5
構造等変更届	1	3	3	0
氏名等変更届	13	12	13	1
廃止届	14	8	14	6
承継届	2	0	0	0
合計	37	28	40	12

(3) 土壤汚染対策法

(件数)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年度比
調査報告	0	0	0	0
ただし書の確認申請	4	3	0	-3
土地利用方法変更	0	0	0	0
承継届	0	0	0	0
土地の形質変更	0	0	0	0
合計	4	3	0	-3

(4) 騒音規制法の特定施設数

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		前年度比	
特定施設の種類	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	24	180	24	179	24	176	0	-3
空気圧縮機及び送風機	50	419	54	427	55	436	1	9
土石用又は鉱物用破碎機（注2）	4	13	4	13	4	20	0	7
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	1	2	0	1	0	1	0	0
穀物用製粉機	0	3	0	3	0	3	0	0
木材加工機械（注4）	8	18	7	14	7	16	0	2
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	9	19	8	12	8	12	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	7	2	7	2	7	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	98	661	99	656	100	671	1	15

注1 金属加工機械

イ 圧延機械
ロ 製缶機械
ハ ベンディングマシン
ニ 液圧プレス
ホ 機械プレス
ヘ セン断機
ト 鍛造機
チ ワイヤーホーミングマシン
リ ブラスト
ヌ タンブラー
ル 切断機

注2 土石鉱物用破碎機等

イ 破碎機
ロ 摩砕機
ハ ふるい及び分級機

注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント
ロ アスファルトプラント

注4 木材加工機械

イ ドラムバーカー
ロ チッパー
ハ 碎木機
ニ 帯のこ盤
ホ 丸のこ盤
ヘ かな盤

(5) 騒音規制法届出状況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年度比
特定工場等関係届出	件数	件数	件数	件数
特定施設の設置届出書	2	4	2	-2
特定施設の種類の数変更届出書	4	2	4	2
騒音の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	8	8	3	-5
特定施設使用全廃届出書	3	3	1	-2
承継届出書	2	0	0	0
計	19	17	10	-7
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	前年度比
くい打機等を使用する作業	2	1	3	2
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	17	28	21	-7
空気圧縮機を使用する作業	2	1	7	6
コンクリートプラント、アスファルトプラント	0	0	0	0
バックホウ	8	12	15	3
トラクターショベル	1	2	1	-1
ブルドーザー	2	0	0	0
計	32	44	47	3

(6) 振動規制法の特定施設数

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		前年度比	
特定施設の種類の	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	34	240	34	239	34	238	0	-1
圧縮機	32	260	33	264	34	265	1	1
土石用又は鉱物用破砕機（注2）	4	13	4	13	4	12	0	-1
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械（注4）	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	5	12	4	5	5	6	1	1
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	7	2	7	2	7	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	77	532	77	528	79	528	2	0

注1 金属加工機械

イ 液圧プレス

ロ 機械プレス

ハ セン断機

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーホーミングマシン

注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラントブロックマシン

ロ コンクリート管製造機械

ハ コンクリート柱製造機械

注2 土石鉱物用破砕機等

イ 破砕機

ロ 摩砕機

ハ ふるい及び分級機

注4 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー

(7) 振動規制法届出状況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	前年度比
特定工場等関係届出	件数	件数	件数	件数
特定施設の設置届出書	0	2	3	1
特定施設使用届出書	0	0	0	0
特定施設の使用方法変更届出書	0	0	0	0
特定施設の種類の及び 能力ごとの数変更届出書	2	2	4	2
振動の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	5	4	2	-2
特定施設使用全廃届出書	2	2	1	-1
承継届出書	1	0	0	0
計	10	10	10	0
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	件数
くい打機等を使用する作業	6	1	4	3
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0
舗装盤破砕機を使用する作業	1	2	2	0
ブレーカーを使用する作業	10	20	20	0
計	17	23	26	3

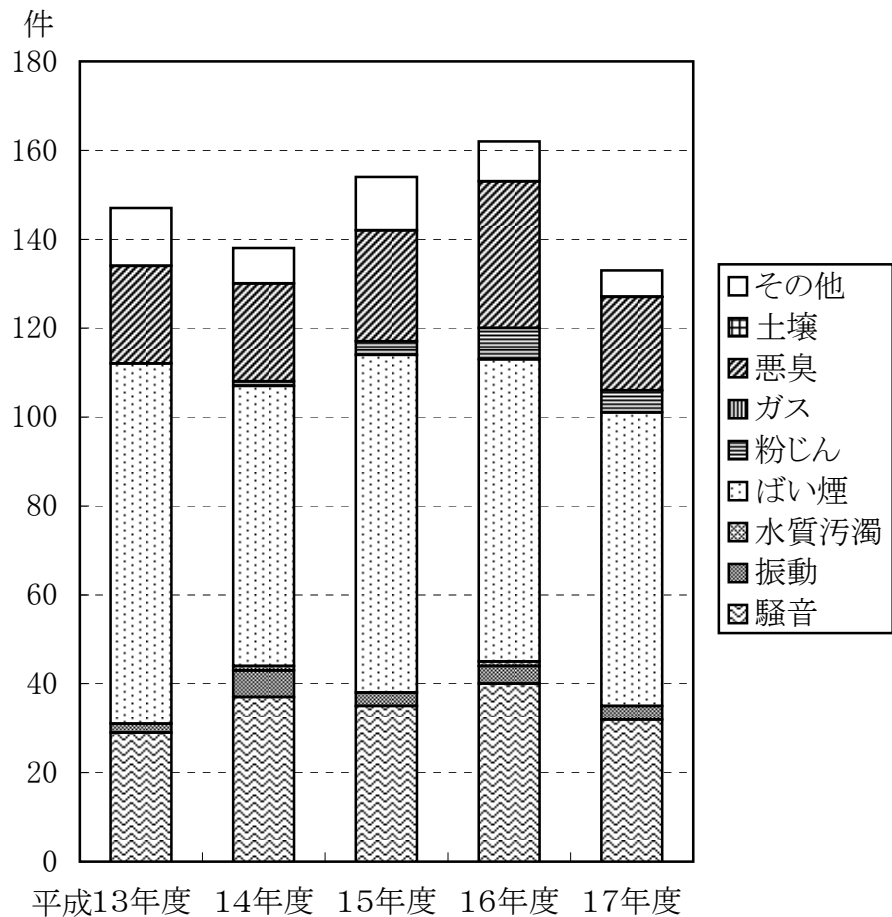
第3章 公害苦情発生状況

第3章 公害苦情発生状況

1 公害苦情件数の推移

年 度		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
平成13年度	発生件数	29	2	0	81	0	0	22	0	13	147
	処理件数	27	2	0	77	0	0	19	0	13	138
平成14年度	発生件数	37	6	1	63	1	0	22	0	8	138
	処理件数	30	5	1	61	0	0	20	0	8	125
平成15年度	発生件数	35	3	0	76	3	0	25	0	12	154
	処理件数	32	3	0	76	3	0	24	0	12	150
平成16年度	発生件数	40	4	1	68	7	0	33	0	9	162
	処理件数	36	3	0	68	7	0	32	0	8	154
平成17年度	発生件数	32	3	0	66	5	0	21	0	6	133
	処理件数	28	3	0	65	5	0	20	0	6	127

公害苦情件数の推移

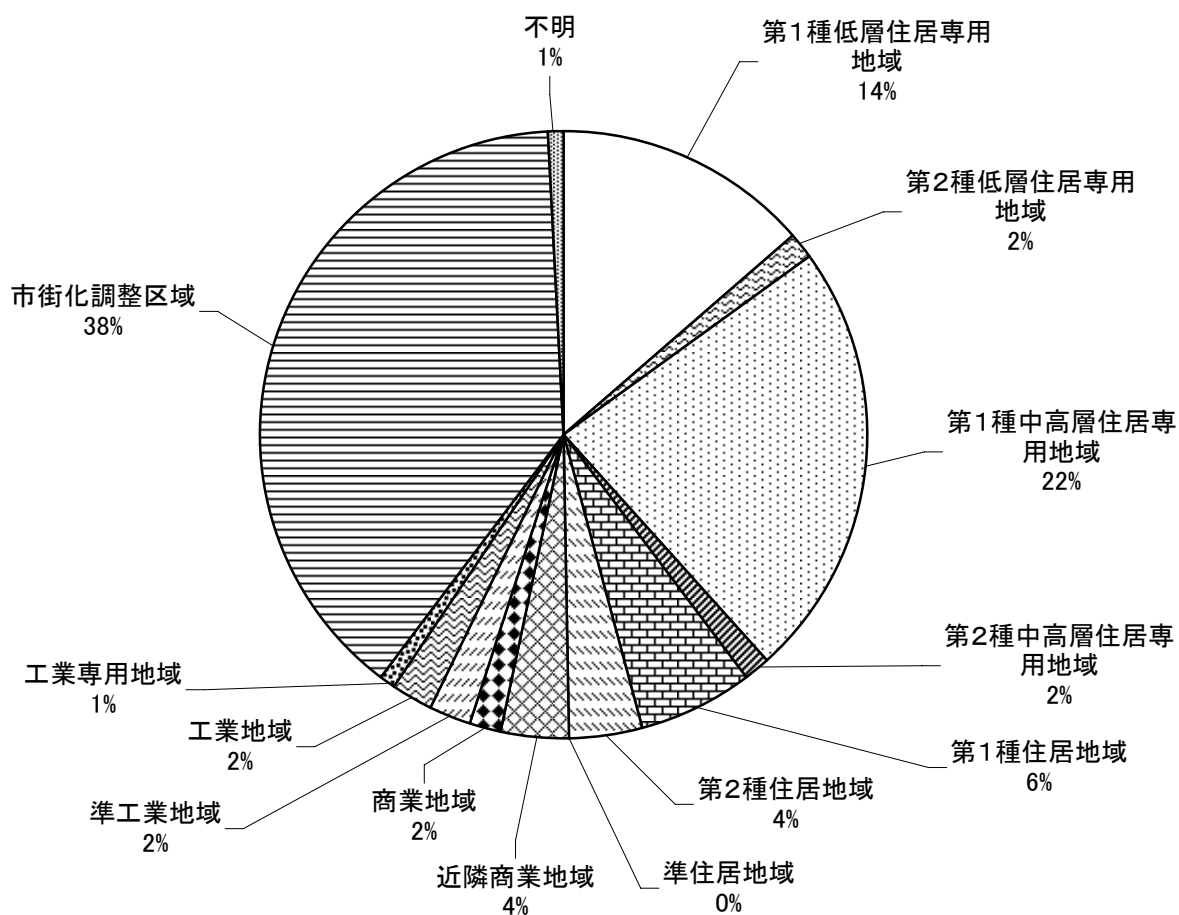


2 用途地域別苦情件数

平成17年度

区域	地域別	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
市街化区域	第1種低層住居専用地域	7	0	0	7	1	0	2	0	1	18
	第2種低層住居専用地域	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	第1種中高層住居専用地域	7	1	0	14	2	0	6	0	1	31
	第2種中高層住居専用地域	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	第1種住居地域	1	1	0	2	0	0	2	0	2	8
	第2種住居地域	2	0	0	3	0	0	0	0	0	5
	準住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	近隣商業地域	3	0	0	2	0	0	0	0	0	5
	商業地域	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	準工業地域	1	0	0	1	0	0	1	0	0	3
	工業地域	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	工業専用地域	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市街化調整区域		7	0	0	35	1	0	7	0	2	52
不明		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
合 計		32	3	0	66	5	0	21	0	6	133

用途地域別苦情件数割合

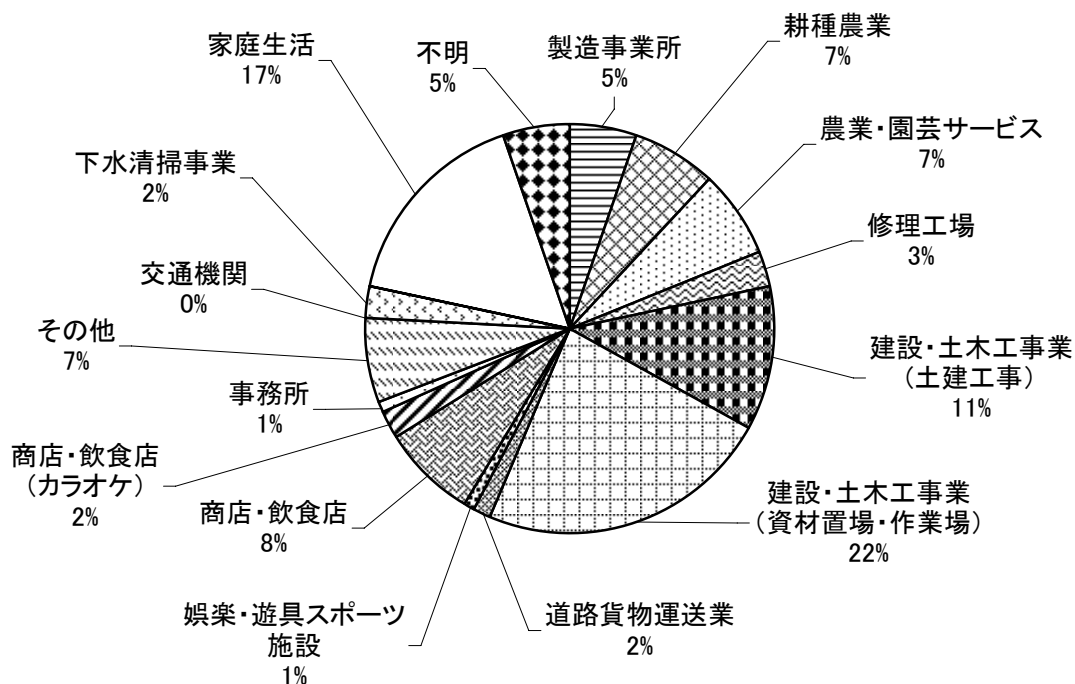


3 業種別苦情件数

平成17年度

発生源		公害苦情の種類	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	その他	計
製造事業所	食料品		2								2
	衣服その他繊維製品		0								0
	木材・家具装備品		0			1					1
	パルプ・紙・紙加工品		0								0
	化学・石油石炭製品		0								0
	ゴム皮革製品		0								0
	窯業・土石製品		0			1					1
	鉄鋼・非鉄金属製品		1								1
	機械器具製品		1						1		2
	その他の製造事業所		0								0
小計			4	0	0	2	0	0	1	0	7
耕種農業			0			7			2		9
農業・園芸サービス			1			6			2		9
修理工場			1						3		4
建設・土木工事業(土工工事)			3	3		3	2		4		15
建設・土木工事業(資材置場・作業場)			6			21	1			3	31
道路貨物運送業			2								2
娯楽・遊具スポーツ施設			0			1					1
商店・飲食店			4			2	1		3		10
商店・飲食店(カラオケ)			3								3
事務所			0			1					1
その他			5			1			1	2	9
交通機関			0								0
下水清掃事業			1						1	1	3
家庭生活			1			19	1		1		22
不明			1			3			3		7
合計			32	3	0	66	5	0	21	6	133

業種別苦情件数割合



第4章 公 害 の 現 況

1 大 気 汚 染

近年は温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊等深刻な地球規模の大気汚染の一方、都市部における大気汚染は改善の兆しが見られるものの、環境基準値未達成の物質も存在します。

茅ヶ崎市では窒素酸化物の濃度分布調査や光化学オキシダント並びにダイオキシン類及び有害大気汚染物質の調査を行っております。

- 環境基準と適合状況
- 大気常時監視測定結果
- 光化学大気汚染緊急時措置発令状況
- 窒素酸化物分布測定結果
 - ・ 1 3 4 号線沿線二酸化窒素調査
- 一般環境中ダイオキシン類濃度測定結果
- 有害大気汚染物質濃度測定結果

1 大気汚染

(1) 環境基準と適合状況 (平成 1 7 年度) (ーは測定していない項目を示します。)

物質名	環 境 上 の 条 件	一般環境	自排局	北陽中学
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0. 0 4 p p m 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1 p p m 以下であること。	適合	ー	ー
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0. 0 4 ～ 0. 0 6 p p m のゾーン内またはそれ以下であること。	適合	適合	ー
光化学オキシダント	1 時間値が 0. 0 6 p p m 以下であること。	不適合	ー	ー
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 1 0 p p m 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が、2 0 p p m 以下であること。	ー	適合	ー
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0. 1 0 m g / m 3 以下であること。	適合	適合	ー

(2) 環境基準長期的評価と適合状況 (平成 1 7 年度) (ーは測定していない項目を示します。)

物質名	区分	環 境 上 の 条 件	一般環境	自排局	北陽中学
二酸化硫黄	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0. 04ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0. 04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。	適合	ー	ー
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で 0. 04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1ppm 以下であること。	適合	ー	ー
二酸化窒素	長期的評価	年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から 9 8 % に相当するものが 0. 06ppm 以下であること。	適合	適合	ー
	短期的評価	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。(昼間の時間帯 5 時から 2 0 時)	不適合	ー	不適合
一酸化炭素	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2 % 範囲内にあるものを除外した、日平均値が 10ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。	ー	適合	ー
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値 (※) が 20ppm 以下であること。 (※) 2 4 時ー 8 時、8 時ー 1 6 時、1 6 時ー 2 4 時までの時間帯の平均値をいう。	ー	適合	ー
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2 % 範囲内にあるものを除外した、日平均値が 0. 10mg/m3 を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0. 10mg/m3 を超える日が 2 日以上連続しないこと。	適合	適合	ー
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で、0. 10mg/m3 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 20mg/m3 以下であること。	適合	適合	ー

(3) 大気常時監視測定結果 (過去 1 0 年)

測定項目	二酸化硫黄	二酸化窒素				一酸化窒素		オキシダント		一酸化炭素	浮遊粒子状物質		非メタン炭化水素
測定局	一般局	一般局		自排局		一般局	自排局	一般局	北陽中学	自排局	一般局	自排局	一般局
年度	年平均値	年平均値	98% 値	年平均値	98% 値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値
8	0. 008	0. 033	0. 053	0. 031	0. 051	0. 023	0. 027	0. 013	0. 023	1. 0	0. 047	0. 048	0. 42
9	0. 007	0. 032	0. 055	0. 031	0. 054	0. 024	0. 026	0. 014	0. 023	0. 9	0. 046	0. 047	0. 39
10	0. 007	0. 035	0. 059	0. 031	0. 055	0. 025	0. 026	0. 014	0. 023	1. 0	0. 046	0. 046	0. 40
11	0. 006	0. 029	0. 049	0. 027	0. 048	0. 018	0. 022	0. 017	0. 025	0. 8	0. 037	0. 041	0. 37
12	0. 007	0. 031	0. 050	0. 029	0. 050	0. 017	0. 021	0. 017	0. 025	0. 8	0. 039	0. 047	0. 34
13	0. 007	0. 031	0. 051	0. 029	0. 048	0. 017	0. 021	0. 018	0. 024	0. 8	0. 039	0. 049	0. 32
14	0. 006	0. 029	0. 050	0. 027	0. 049	0. 016	0. 020	0. 016	0. 024	0. 7	0. 034	0. 044	0. 25
15	0. 006	0. 028	0. 046	0. 026	0. 045	0. 014	0. 018	0. 019	0. 025	0. 7	0. 033	0. 042	0. 30
16	0. 005	0. 027	0. 046	0. 024	0. 048	0. 014	0. 017	0. 018	0. 026	0. 6	0. 031	0. 042	0. 28
17	0. 005	0. 025	0. 042	0. 024	0. 044	0. 013	0. 017	0. 022	0. 025	0. 7	0. 031	0. 043	0. 28

注 1 単位は、浮遊粒子状物質が m g / m 3、非メタン炭化水素は p p m C、その他は p p m

注 2 二酸化窒素の 9 8 % 値とは、1 日の平均値の 1 年分のデータの低い方から 9 8 % に相当するもの (3 6 5 日分のデータがある場合は低い方から 3 5 8 番目の値)

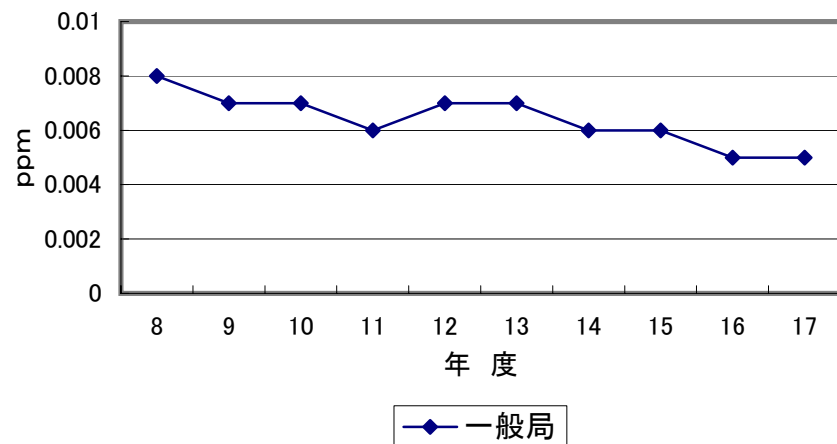
注 3 オキシダントの値は昼間 (5 ～ 2 0 時) の平均値

注 4 一般局：一般環境測定局は茅ヶ崎市役所に設置

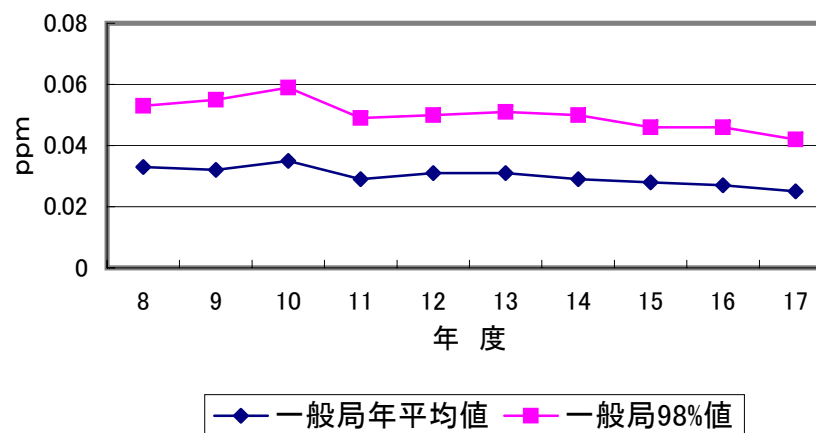
注 5 自排局：自動車排出ガス測定局は国道 1 号線茅ヶ崎市役所前に設置

注 6 1 4 年度及び 1 5 年度の非メタン炭化水素及び 1 7 年度自排局の浮遊粒子状物質は測定時間が規定時間に満たないため参考値として表示します。

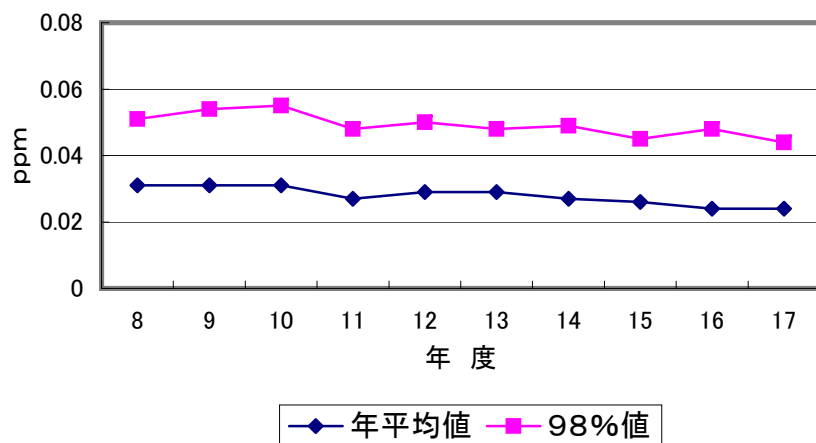
二酸化硫黄



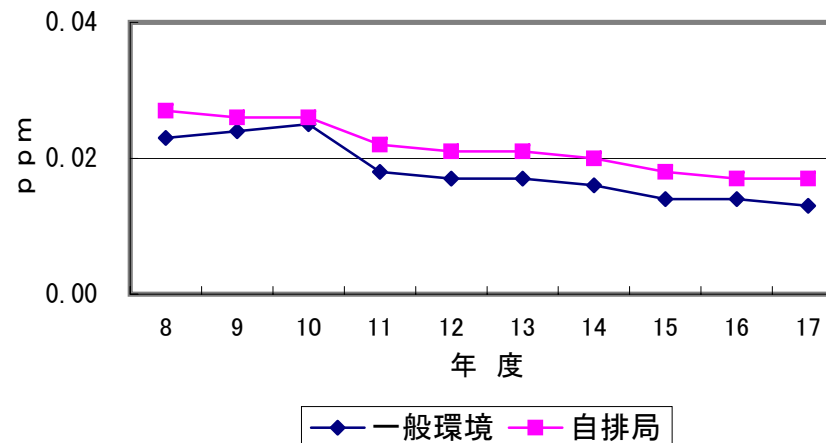
二酸化窒素



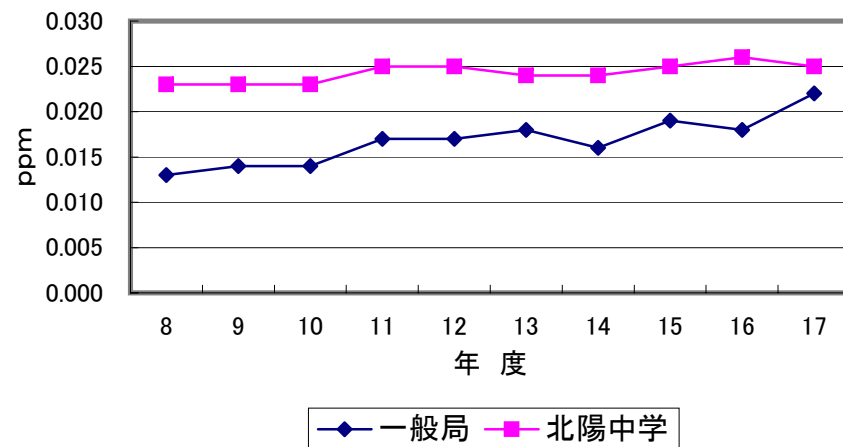
二酸化窒素(自排局)



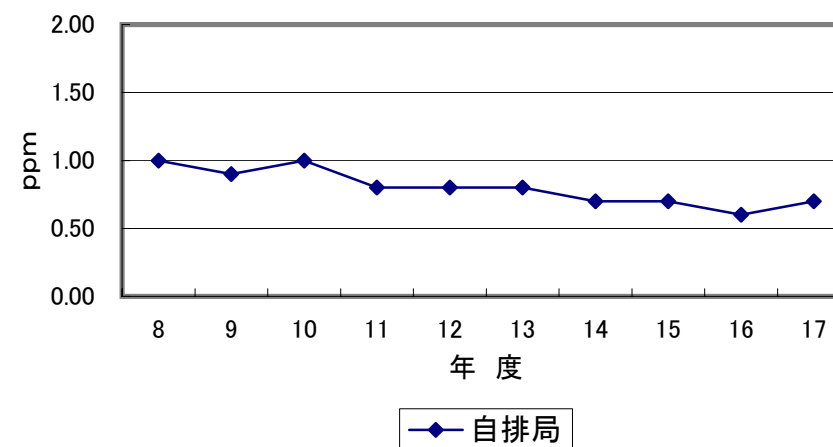
一酸化窒素



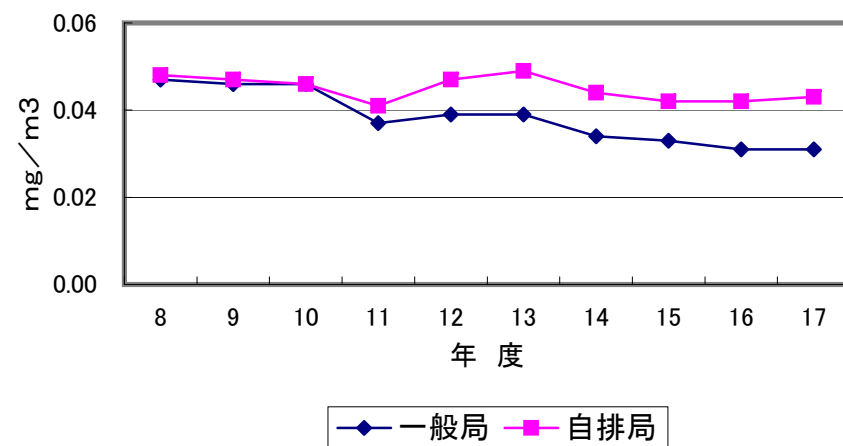
オキシダント



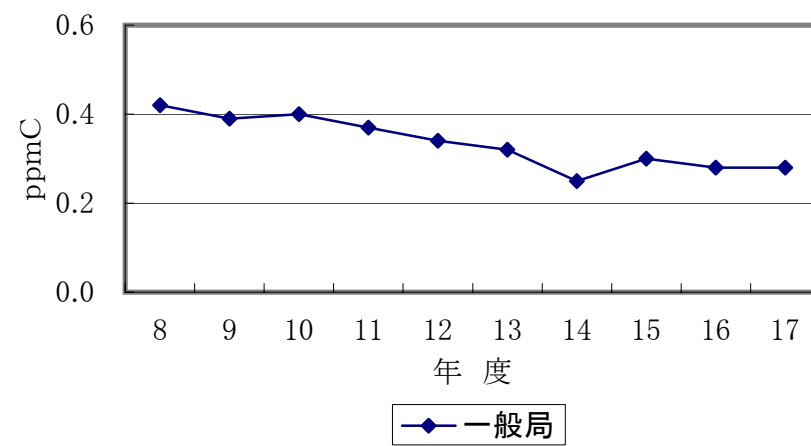
一酸化炭素



浮遊粒子状物質



非メタン炭化水素



(5) 光化学大気汚染緊急時措置発令状況 (平成17年度)

回数	月 日	発令時刻	発令地域	緊急時措置の区分	光化学オキシダント最高濃度の状況	
		解除時刻			濃度(ppm)	測定局
1	7月15日(金)	12:20~14:00	川崎	注意報	0.136	高津区生活文化会館
2	8月4日(木)	15:20~17:20	横浜	注意報	0.123	青葉区総合庁舎
		15:20~18:00	川崎		0.138	田島健康ランチ
3	8月5日(金)	14:20~17:20	横浜	注意報	0.184	神奈川区総合庁舎
		13:20~17:20	川崎		0.161	田島健康ランチ
		13:20~15:10	横須賀		0.125	横須賀市衣笠行政センター
		13:20~17:20	県央		0.164	厚木市役所分庁舎
		13:20~17:20	湘南		0.150	平塚市旭小学校
		13:20~15:10	西湘		0.147	小田原市役所
4	8月17日(水)	15:20~16:20	横浜	注意報	0.125	緑区三保小学校
5	※9月1日(木)	12:20~19:20	横浜	注意報	0.183	緑区三保小学校
		12:20~19:20	川崎		0.164	登戸小学校
		12:20~17:10	横須賀		0.156	横須賀市役所
		12:20~18:20	県央		0.201	厚木市役所分庁舎
		12:20~18:20	湘南		0.174	藤沢市湘南台文化センター
6	※9月2日(金)	11:20~14:20	横浜	注意報	0.152	青葉区総合庁舎
		11:20~15:00	川崎		0.177	登戸小学校
		11:20~14:20	県央		0.142	相模原市橋本
7	9月10日(土)	15:20~17:40	湘南	注意報	0.135	藤沢市湘南台文化センター
		14:20~17:20	西湘		0.156	小田原市役所
		14:20~17:20	県央		0.126	厚木市役所分庁舎

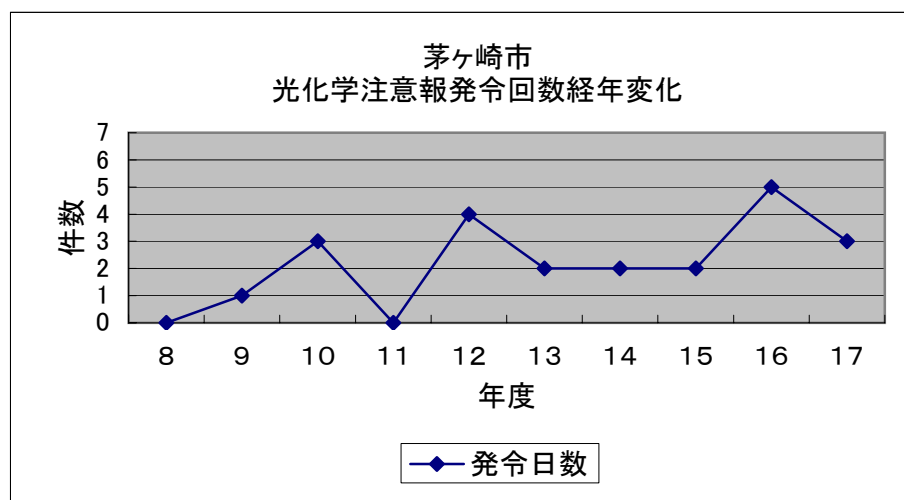
※は被害発生を示す。

注意報は、オキシダント濃度が0.12ppm以上になったときに発令されます。

太字は茅ヶ崎市が含まれる発令地域に緊急時措置が発令されたことを示します。

(6) 光化学被害の経年変化

	年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
神奈川県	発令日数	7	4	10	4	10	13	11	6	16	7
	被害の発生日数	1	0	2	0	1	1	3	2	3	2
	被害の届出者数	1	0	7	0	48	1	124	17	4	276
茅ヶ崎市	発令日数	0	1	3	0	4	2	2	2	5	3
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



緊 急 時 措 置 等 発 令 地 域

地域	市町村	地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市	西 湘 (2市8町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町	県 央 (6市)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 綾瀬市
川崎	川崎市				
横須賀	横須賀市			北 湘 (2市3町 1村)	相模原市 座間市 愛川町 城山町 藤野町 清川村
三浦	三浦市				
湘 南 (5市4町)	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町				

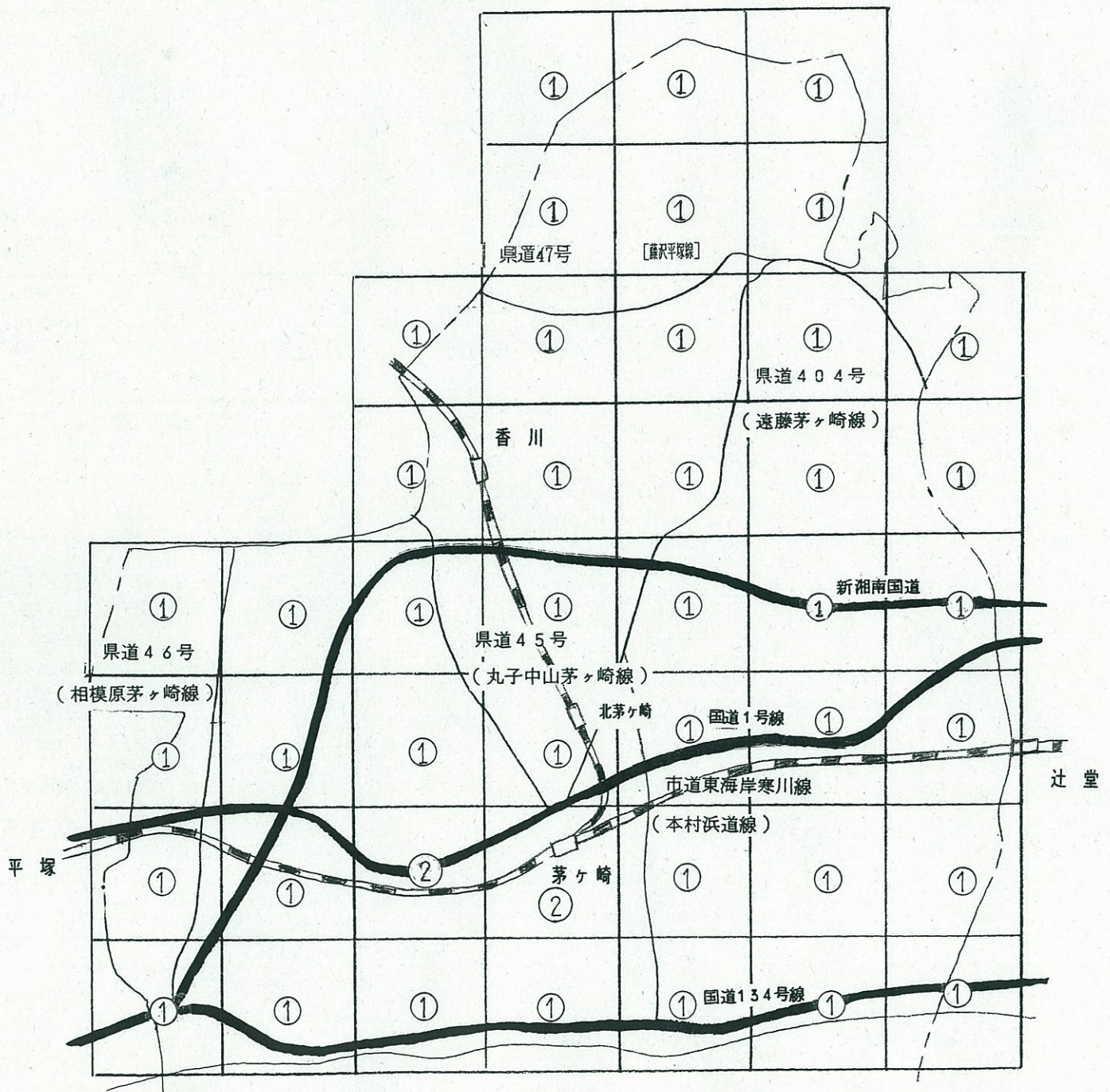
(7) 窒素酸化物分布測定結果 (平成17年度)

ア 二酸化窒素

1 ~0.03ppm

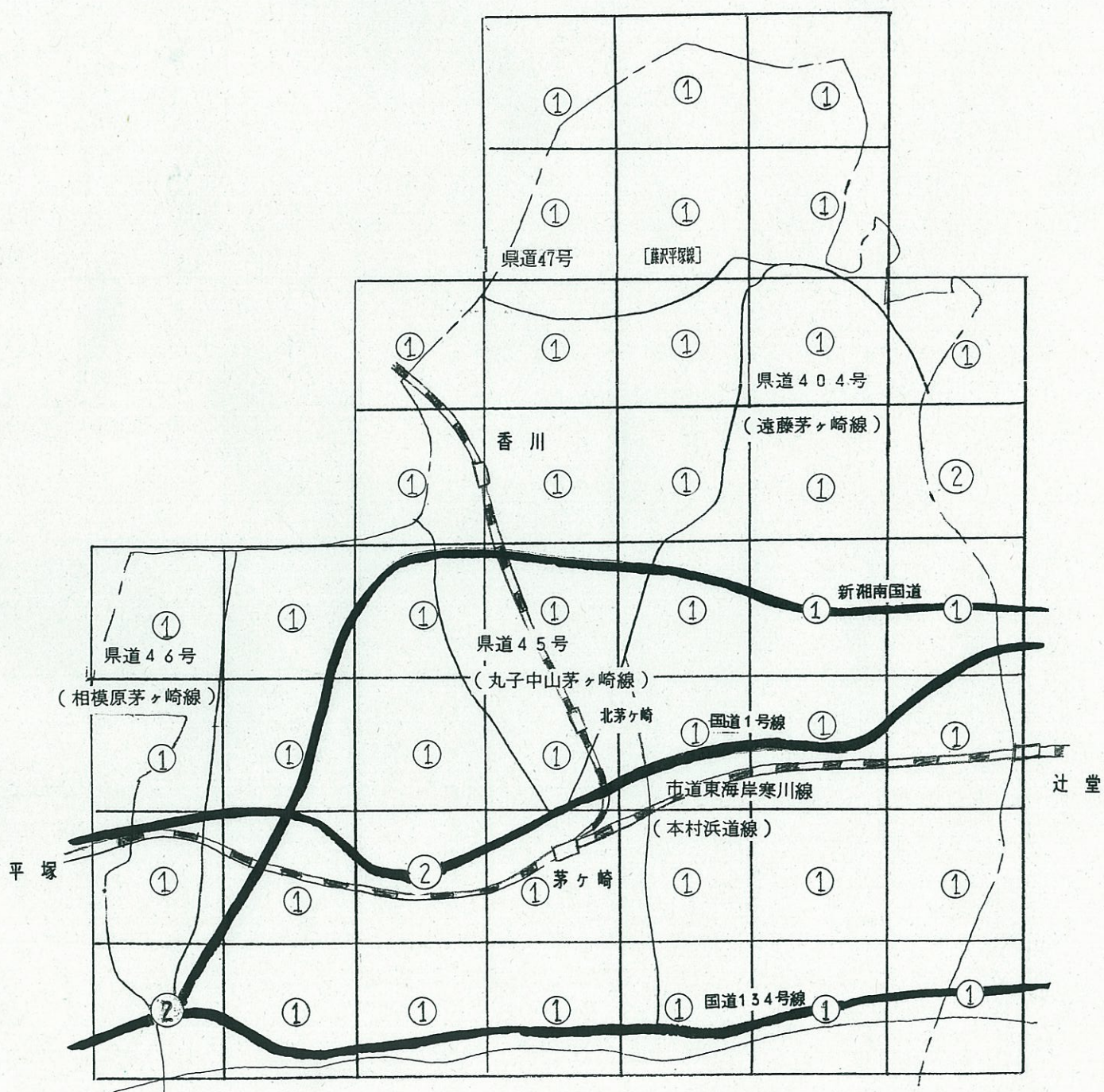
2 0.031~0.04ppm

3 0.041~0.06ppm



イ 一酸化窒素

- 1 ~0.04 ppm
- 2 0.041~0.06 ppm
- 3 0.061~0.08 ppm



ウ 134号線沿線二酸化窒素濃度調査結果
(夏期) (単位：ppm)

年度別	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
周辺	0.009	0.007	0.036	0.016	0.021	0.015	0.023	0.021	0.027	0.026
沿線南側	0.008	0.006	0.045	0.026	0.023	0.014	0.031	0.025	0.033	0.026
沿線北側	0.010	0.009	0.036	0.019	0.031	0.021	0.034	0.027	0.036	0.036

(冬季)

年度	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
周辺	0.027	0.027	0.019	0.045	0.032	0.039	0.035	0.037	0.042	0.033
沿線南側	0.034	0.034	0.017	0.057	0.036	0.046	0.044	0.043	0.046	0.042
沿線北側	0.027	0.027	0.024	0.041	0.031	0.035	0.042	0.040	0.045	0.040

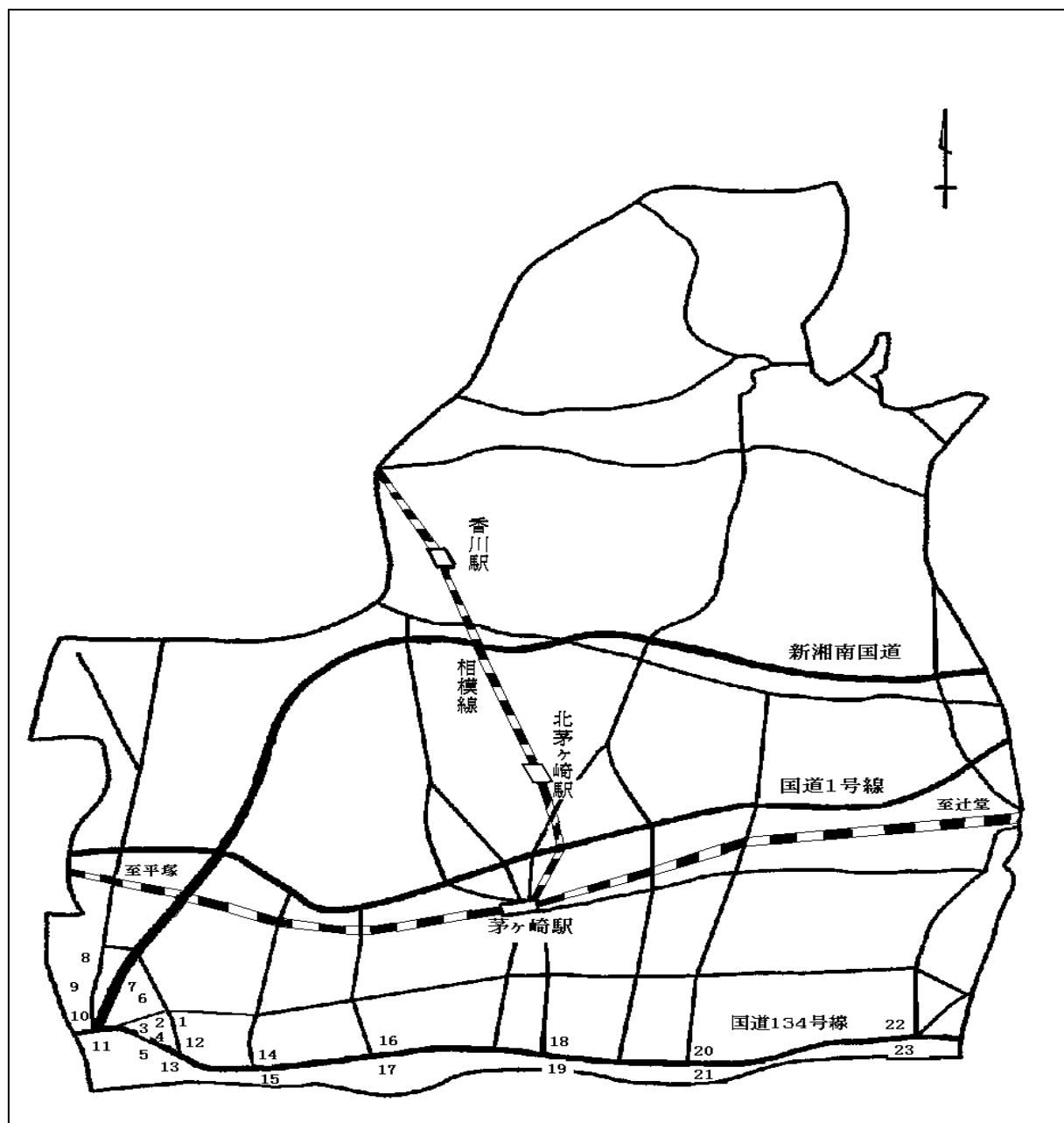
注) 周辺とは下図の1から9までの調査地点。

沿線南側とは10から23までの奇数番号地点。

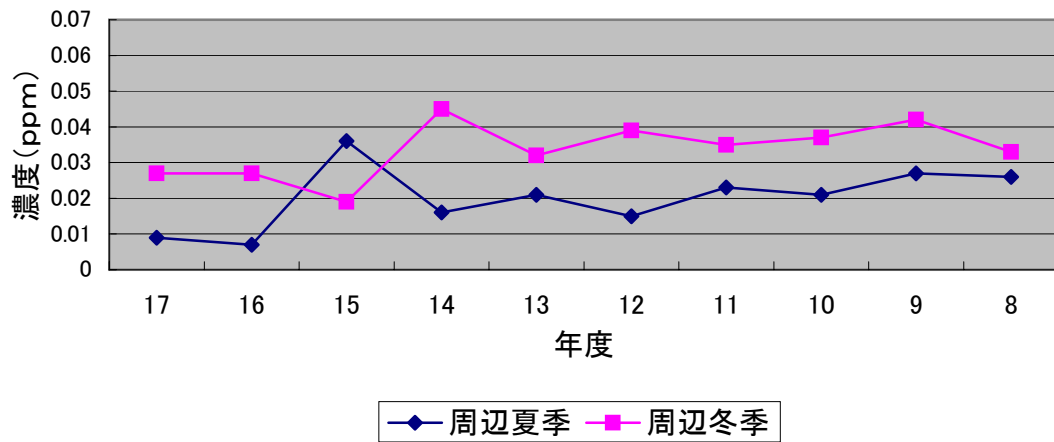
沿線北側とは10から23までの偶数番号地点。

測定方法は、PTIO法の24時間測定である。

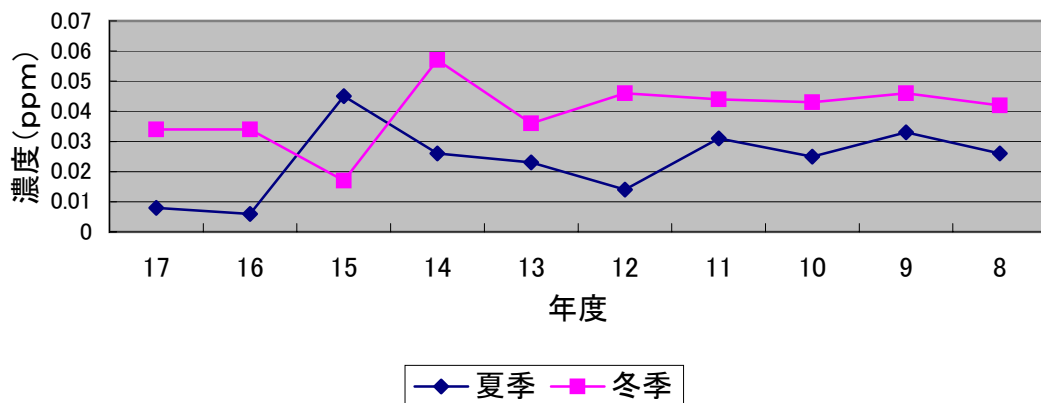
134号線沿線二酸化窒素調査地点図



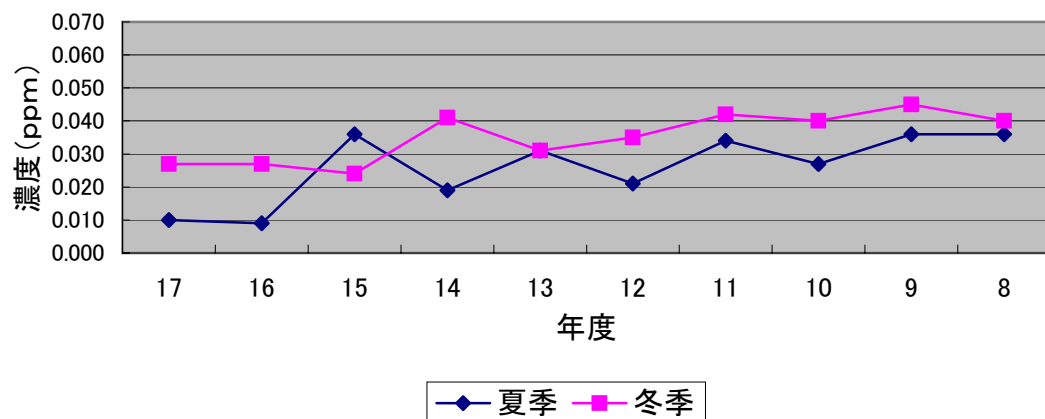
周辺における
二酸化窒素濃度変化



沿線南側における
二酸化窒素濃度変化



沿線北側における
二酸化窒素濃度変化



(8) ダイオキシン類濃度測定結果

ア) 一般環境大気中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/m³)

測定地点	17年5月 19～26日	17年8月 18～25日	17年11月 17～24日	18年1月 26～2/2日	年平均値	大気環境 基準
海岸青少年会館	0.030	0.016	0.079	0.13	0.063	0.6 年平均地
小和田地区コミュニティーセンター	0.030	0.018	0.12	0.22	0.097	

イ) 一般環境土壌中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/g)

測定地点	17年 5月20日	土壌環境 基準
香川第2公園	11	1,000
津戸田公園	2.9	

(9) 有害大気汚染物質濃度測定結果

(単位: μg/m³ 但し☆印の物質はng/m³) (環境基準値等の※は指針値)

調査項目	海岸青少年会館				年平均値	環境基準 値等
	17年5月 19～20日	17年8月 18～19日	17年11月 17～18日	18年1月 26～27日		
ベンゼン	1.3	0.37	1.7	1.7	1.3	3.0
トリクロエチレン	0.17	0.016	1.1	0.98	0.57	200
テトラクロエチレン	0.11	<0.0084	0.46	0.19	0.19	200
ジクロロメタン	0.71	0.53	3.4	3.8	2.1	150
アクリロニトリル	0.11	<0.0059	0.12	0.031	0.067	※2
塩化ビニルモノマー	0.031	<0.0068	0.023	<0.0090	0.017	※10
クロホルム	0.10	0.051	0.14	0.16	0.11	設定無し
1, 2-ジクロロエタン	0.13	0.020	0.089	0.040	0.070	設定無し
1, 3-ブタジエン	0.089	0.02	0.32	0.24	0.17	設定無し
アセトアルデヒド	5.2	3.0	3.5	3.4	3.8	設定無し
ホルムアルデヒド	6.9	2.9	3.3	3.5	4.2	設定無し
☆マンガン及びその化合物	19	6.3	26	26	19	設定無し
☆クロム及びその化合物	2.9	0.98	7.3	3.2	3.6	設定無し
☆ニッケル化合物	3.0	2.9	4.8	2.7	3.4	※25
☆水銀及びその化合物	2.1	1.1	2.4	3.1	2.2	※40

調査項目	鶴嶺東コミュニティーセンター				年平均値	環境基準 値等
	17年5月 19～20日	17年8月 18～19日	17年11月 17～18日	18年1月 26～27日		
ベンゼン	1.4	0.44	1.9	2.0	1.4	3.0
トリクロエチレン	0.24	0.079	0.98	1.1	0.6	200
テトラクロエチレン	0.082	0.058	0.69	0.65	0.37	200
ジクロロメタン	2.0	0.92	6.7	5.1	3.7	150
アクリロニトリル	0.12	<0.0059	0.076	0.036	0.059	※2
塩化ビニルモノマー	0.036	<0.0068	0.014	0.013	0.017	※10
クロホルム	0.099	0.068	0.079	0.11	0.089	設定無し
1, 2-ジクロロエタン	0.15	0.035	0.099	0.065	0.087	設定無し
1, 3-ブタジエン	0.10	0.021	0.39	0.32	0.21	設定無し
アセトアルデヒド	5.6	6.1	3.8	4.4	5.0	設定無し
ホルムアルデヒド	7.6	5.8	3.6	4.1	5.3	設定無し
☆マンガン及びその化合物	30	9.3	26	37	26	設定無し
☆クロム及びその化合物	8.5	1.6	5.1	3.7	4.7	設定無し
☆ニッケル化合物	6.2	4.3	3.2	3.9	4.4	※25
☆水銀及びその化合物	1.1	1.5	2.5	3.1	2.1	※40

※「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」（指針値）を評価指標とした。

指針値は、環境基本法第16条に基づき定められる環境基準とは性格及び位置付けは異なるものの、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から科学的知見を集積し評価した結果として設定されるものであることから、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。

（10）一般環境大気及び土壌中ダイオキシン類経年測定結果一覧

ア）一般環境大気（単位：pg-TEQ/m³）

調 査 地 点	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	環境基準値
松林公民館	—	0.13	0.32	0.12	—	—		0.6
芹沢スポーツ広場	0.19	0.15	—	—	—	—		
鶴嶺公民館	0.22	0.12	0.29	0.16	—	—		
海岸青少年会館	0.21	0.10	—	0.13	0.066	0.049	0.063	
小和田公民館	0.17	0.11	—	—	—	—		
茅ヶ崎市役所	0.22	—	—	—	—	—		
福祉会館	—	—	0.24	—	—	—		
小出支所	—	—	0.29	0.13	0.080	—		
つつじ学園	—	—	0.26	0.11	—	—		
小和田地区コミュニティセンター	—	—	—	—	—	0.059		
鶴嶺東コミュニティセンター	—	—	—	—	—	—	0.097	

イ）一般環境土壌（単位：pg-TEQ/g）

調 査 地 点	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	環境基準値
室田第2公園	—	1.1	2.9	—	—	—		1,000
芹沢スポーツ広場	76	66	—	—	—	—		
萩園第3公園	7.2	0.68	4.6	—	—	—		
茅ヶ崎公園	14	0.68	—	—	—	—		
小和田公民館	12	5.2	—	—	—	—		
中央公園	21	—	—	—	—	—		
福祉会館	—	—	14	—	—	—		
小出青少年広場	—	—	4.3	—	—	—		
松が丘第2公園	—	—	1.2	—	—	—		
萩園第2公園	—	—	—	35	—	—		
南湖第一公園	—	—	—	4.0	—	—		
清水公園	—	—	—	13	—	—		
富士見町公園	—	—	—	0.079	—	—		
赤羽根青少年広場	—	—	—	2.9	—	—		
高田第一公園	—	—	—	—	4.5	—		
西羽根沢公園	—	—	—	—	2.5	—		
円蔵第2青少年広場	—	—	—	—	—	0.77		
浜之郷公園	—	—	—	—	—	4.5		
香川第2公園							11	
津戸田公園							2.9	

(1 1) 市内一般環境大気中有害大気汚染物質経年測定結果一覧

測定年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	大気環境基準 (※指針値)
測定地点	茅ヶ崎市役所 芹沢スポーツ広場 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 小和田浜公園	松林公民館 芹沢スポーツ広場 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 小和田公民館	松林公民館 小出支所 鶴嶺公民館 福祉会館 つつじ学園	松林公民館 小出支所 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 つつじ学園	海岸青少年会館 小出支所	
① アクリロニトリル	—	—	—	—	0.064	2※
② アセトアルデヒド	—	—	—	—	2.4	設定無し
③ 塩化ビニルモノマー	—	—	—	0.096	0.034	10※
④ クロロホルム	—	—	—	—	0.18	設定無し
⑤ 酸化エチレン	—	—	—	—	—	設定無し
⑥ 1, 2 - ジクロロエタン	—	—	—	—	0.095	設定無し
⑦ ジクロロメタン	—	2.2	—	—	2.5	150
⑧ テトラクロロエチレン	0.67	—	—	—	0.47	200
⑨ トリクロロエチレン	1.67	—	—	—	0.92	200
⑩ 1, 3 - ブタジエン	—	—	0.46	—	0.21	設定無し
⑪ ベンゼン	3.4	2.1	2.8	2.4	1.9	3
⑫ ベンゾ [a] ピレン	—	—	—	—	0.22	設定無し
⑬ ホルムアルデヒド	—	—	4.3	—	2.6	設定無し
⑭ 水銀及びその化合物	—	3	—	—	—	40※
⑮ ニッケル化合物	—	—	—	6.6	—	25※
⑯ ヒ素及びその化合物	—	—	—	—	1.2	設定無し
⑰ ベリリウム及びその化合物	—	—	—	—	0.023	設定無し
⑱ マンガン及びその化合物	—	—	—	—	—	設定無し
⑲ クロム及びその化合物	—	—	—	—	—	設定無し

測定年度	平成16年度	平成17年度	大気環境基準 (※指針値)
測定地点	海岸青少年会館 小和田地区 コミュニティセンター	海岸青少年会館 鶴嶺東 コミュニティセンター	
① アクリロニトリル	<0.1	0.063	2※
② アセトアルデヒド	2.9	4.4	設定無し
③ 塩化ビニルモノマー	<0.1	0.017	10※
④ クロロホルム	0.26	0.10	設定無し
⑤ 酸化エチレン	0.022	—	設定無し
⑥ 1, 2 - ジクロロエタン	<0.04	0.079	設定無し
⑦ ジクロロメタン	1.7	2.9	150
⑧ テトラクロロエチレン	0.25	0.28	200
⑨ トリクロロエチレン	0.75	0.59	200
⑩ 1, 3 - ブタジエン	0.10	0.19	設定無し
⑪ ベンゼン	0.94	1.4	3
⑫ ベンゾ [a] ピレン	<0.1	—	設定無し
⑬ ホルムアルデヒド	1.4	4.8	設定無し
⑭ 水銀及びその化合物	—	2.2	40※
⑮ ニッケル化合物	—	3.9	25※
⑯ ヒ素及びその化合物	—	—	設定無し
⑰ ベリリウム及びその化合物	—	—	設定無し
⑱ マンガン及びその化合物	28	23	設定無し
⑲ クロム及びその化合物	18	4.2	設定無し

注1) 単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ($\mu\text{g}=0.000001\text{g}$) ただし、⑫、⑭～⑲は ng/m^3 ($\text{ng}=0.000000001\text{g}$) である。

注2) この一覧は各地点年4回の値を平均した上でさらに、全測定地点の平均値を表したものである。

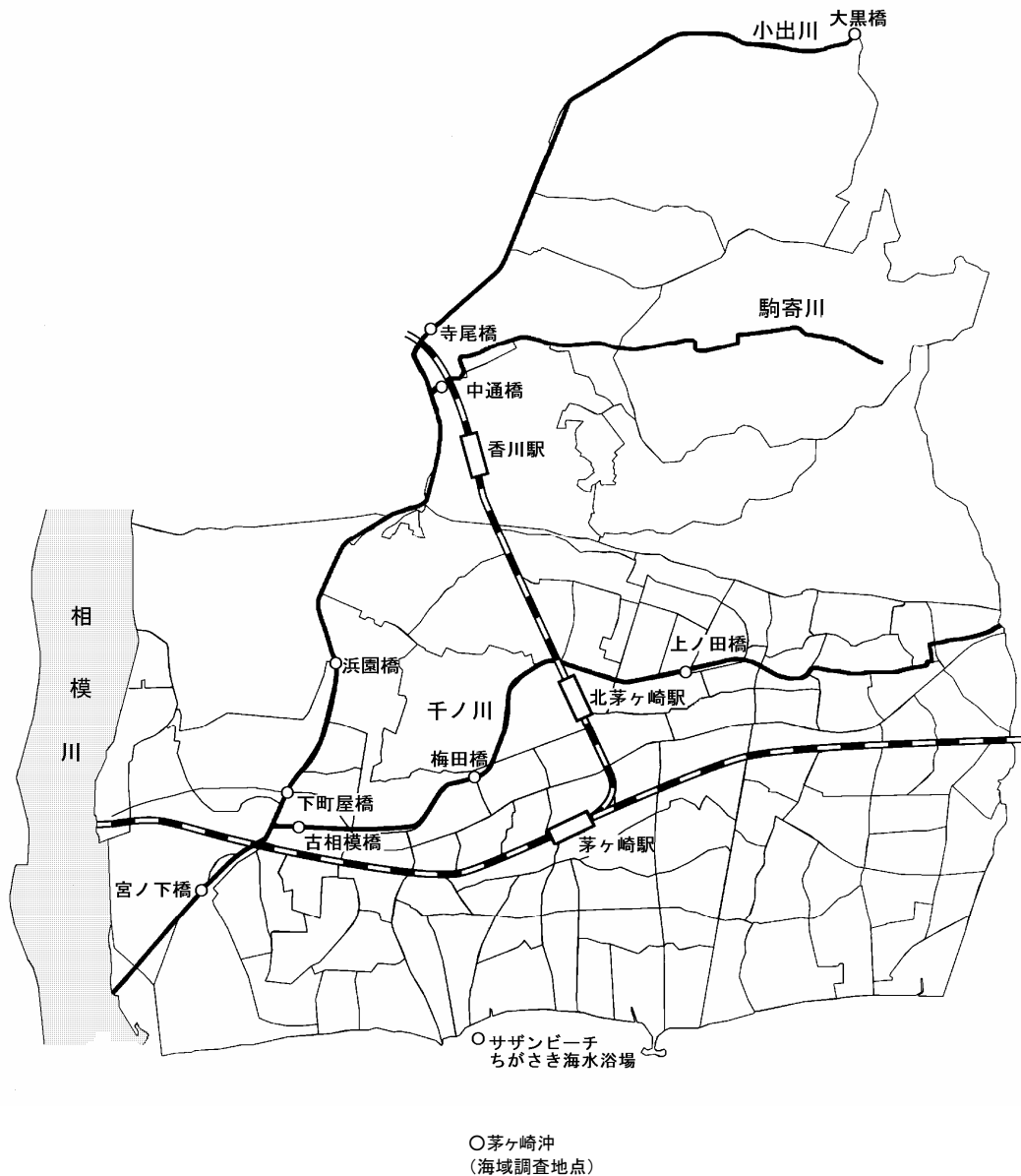
注3) -は当該年度測定していない項目である。

2 水 質 汚 濁

市では水質汚濁防止のため主に次の事業を実施しています。

- 水質汚濁防止法に基づく水質調査 河川(小出川)・海域(茅ヶ崎沖)
- 市の計画による水質調査 千ノ川・小出川・駒寄川
- 有機塩素化合物等水質調査 千ノ川・小出川
- 河川ダイオキシン類調査 千ノ川・小出川
- 海水浴場水質調査 サザンビーチちがさき海水浴場
- 地下水水質調査 市内井戸

河川等水質調査地点



【小出川】 藤沢市北部の谷戸に源を発し、本市北部の芹沢に入り、田園地帯を流れて千ノ川に合流し、その後相模川河口で相模川と合流する総延長12.7kmの河川である。定点調査では最上流の大黒橋から下流の宮ノ下橋まで5地点、測定計画に基づく調査でも宮ノ下橋で測定している。

【千ノ川】 かつては、藤沢市羽鳥付近に源を発していたが、現在は明確な源流はない。国道1号線に平行して西に向い約6.2km流下して小出川に合流している。定点調査では本村の上ノ田橋から小出川合流前の古相模橋まで3地点を測定している。

【駒寄川】 本市北部の谷戸に源を発し、北部の堤、下寺尾の田園地帯を約3.6km流下して小出川に合流している。定点調査では小出川合流直前の中通橋で測定している。

2 水質汚濁

(1)河川・海域(水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定)

ア 平成17年度 河川水質測定結果

区分	水域(支川)		相模川(小出川)				環 境 基 準
			河 川 (C)				
			宮の下橋				
	測 定 項 目 (単位)	測 定 値	平均値	最小値	最大値	m/n	
生活環境項目	pH		7.5	7.2	7.7	0/48	6.5以上8.5以下
	BOD	(mg/L)	4.2 (75%値:4.2)	1.4	22.0	10/48	5以下
	COD	(mg/L)	7.2 (75%値:6.6)	4.2	25	*/48	
	SS	(mg/L)	20	3	120	3/48	50以下
	DO	(mg/L)	5.7	3.9	10.0	12/48	5以上
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	50,000	4,900	130,000	*/12	
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	0.6	<0.5	0.7	*/4	
	全窒素	(mg/L)	5.4	2.8	10	*/24	
	全磷	(mg/L)	0.69	0.17	1.1	*/24	
全亜鉛	(mg/L)	0.003	<0.001	0.010	*/6		
健康項目	ガドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/12	0.01以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12	0.05以下
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.0005以下
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/24	0.03以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/24	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	0.01以下
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下
	ふっ素	(mg/L)	0.1	<0.1	0.1	0/6	0.8以下
	ほう素	(mg/L)	0.11	<0.02	0.19	0/2	1以下
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.24	0.14	0.34	*/12	
	硝酸性窒素	(mg/L)	2.0	0.94	3.2	*/12	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.2	1.1	3.4	0/12	10以下
特殊項目	フェノール類	(mg/L)	0.005	<0.005	0.006	0/6	(0.5以下)
	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/6	(0.3以下)
	溶解性鉄	(mg/L)	0.30	0.23	0.44	0/6	(1以下)
	溶解性マンガン	(mg/L)	0.22	0.13	0.28	0/6	(1以下)
	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	
その他の項目	アンモニア性窒素	(mg/L)	2.2	0.55	8.0	*/12	
	燐酸態燐	(mg/L)	0.25	0.12	0.89	*/12	
	電気伝導率	(mS/m)	57	10	290	*/48	
	塩化物イオン	(mg/L)	90	14	780	*/24	
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.10	0.03	0.27	*/6	
	非イオン界面活性剤	(mg/L)	0.016	0.013	0.018	*/2	
観測項目	透視度	(cm)	42.6	9.0	>50.0	*/48	
	気温	(°C)	16.1	0.0	34.2	*/48	
	水温	(°C)	16.7	6.0	28.8	*/48	
	流量	(m ³ /s)	1.51	0.06	7.55	*/48	

(注)1 pHからDOの平均値(最小値・最大値)については、日間平均値の年間平均値(最小値・最大値)

2 m/n :基準値等を超えた検体数/調査検体数 (m: * は判定基準なし)

3 75%値:日間平均値の年間全データ(n件)を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値

4 特殊項目の判定値(環境基準の欄)は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10とした。

5 類型(C)は類型指定されていないため、流入先本川(相模川下流)の類型を示す。

6 非イオン界面活性剤は測定計画外調査

イ 平成17年度 海域水質測定結果

区分	水 域		相模湾(2)				環 境 基 準
	測 定 項 目 (単位)	類 型	海 域 A				
		測 定 地 点	茅ヶ崎沖(緯度N35°18'06″経度E139°23'49″)				
		測 定 値	平均値	最小値	最大値	m/n	
生活環境項目	pH		8.2	8.1	8.4	1/12	7.8以上8.3以下
	COD	(mg/L)	1.1 (75%値:1.2)	0.5	1.8	0/12	2以下
	DO	(mg/L)	7.7	6.5	8.7	4/12	7.5以上
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	250	0	2400	1/12	1000以下
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	全窒素	(mg/L)	0.22	0.15	0.30	*/12	
	全磷	(mg/L)	0.019	0.014	0.027	*/12	
	全亜鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	*/2	
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/6	0.01以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/6	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.01以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/6	0.05以下
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.01以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	0.0005以下
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	0.03以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	0.01以下
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	*/12	
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.08	<0.05	0.16	*/12	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.13	<0.10	0.21	0/12	10以下
特殊項目	フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	(0.5以下)
	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	(0.3以下)
	溶解性鉄	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/2	(1以下)
	溶解性マンガン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	(1以下)
	EPN	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	(0.006以下)
	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	
その他の項目	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.04	<0.04	0.04	*/12	
	磷酸態磷	(mg/L)	0.009	<0.001	0.022	*/12	
	塩分	(‰)	33.99	32.99	34.69	*/12	
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	*/6	
	非イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	*/2	
	クロロフィルa	(mg/m ³)	1.7	0.2	5.0	*/12	
観測項目	透明度	(m)	10.6	5.5	17.0	*/12	
	気温	(°C)	17.5	7.8	28.3	*/12	
	水温	(°C)	18.9	14.0	23.8	*/12	

(注) 1 m/n : 基準値等を超えた検体数/調査検体数 (m: *は判定基準なし)

2 75%値: 日間平均値の年間全データ(n件)を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値

3 特殊項目の判定値(環境基準の欄)は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10とした。

4 EPNの判定値(環境基準の欄)は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いた。

5 非イオン界面活性剤は測定計画外調査

(2) 河川（市計画による測定）

ア 平成17年度 千ノ川水質調査結果

項 目		地点名	上ノ田橋		梅田橋		古相模橋		環境基準
			平均値	最小値 ～ 最大値	平均値	最小値 ～ 最大値	平均値	最小値 ～ 最大値	
生 活 環 境 項 目	水 温 (℃)		18.6	12.6 ～ 24.1	18.0	12.2 ～ 23.8	16.8	9.7 ～ 23.6	—
	p H		7.6	7.4 ～ 8.0	7.4	7.3 ～ 7.7	7.4	7.3 ～ 7.6	6.5～8.5
	BOD (mg/l)		14.9	4.8 ～ 33.0	4.2	1.2 ～ 7.5	4.8	3.0 ～ 10.1	5以下
	COD (mg/l)		13.5	6.4 ～ 22.0	5.9	4.6 ～ 8.4	6.1	4.8 ～ 8.8	—
	S S (mg/l)		4	1 ～ 9	16	8 ～ 33	14	7 ～ 23	50以下
	D O (mg/l)		5.1	2.8 ～ 8.8	5.7	4.6 ～ 7.0	4.0	3.4 ～ 4.8	5以上
	全リン (mg/l)		0.76	0.45 ～ 1.27	0.33	0.19 ～ 0.65	0.33	0.21 ～ 0.43	—
	全窒素 (mg/l)		9.5	3.8 ～ 13.4	4.5	2.3 ～ 7.9	4.3	1.6 ～ 8.1	—
健 康 項 目	シアン (mg/l)		不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	検出されない
	カドミウム (mg/l)		不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.01以下
	鉛 (mg/l)		不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.01以下
	六価クロム (mg/l)		不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.05以下
	総水銀 (mg/l)		不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.0005以下

- (注) 1. 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均。
 2. 「健康項目」の平均値及び最大値はシアン・総水銀年間2回の分析、カドミウム・鉛・六価クロム年間4回の分析結果より算出。
 3. 「環境基準」は生活環境項目にあっては、河川C類型の値を参考として掲載。健康項目にあっては、基準値は年間平均値とする。ただし、シアンに係る基準値については最高値とする。

イ 平成17年度 小出川水質調査結果

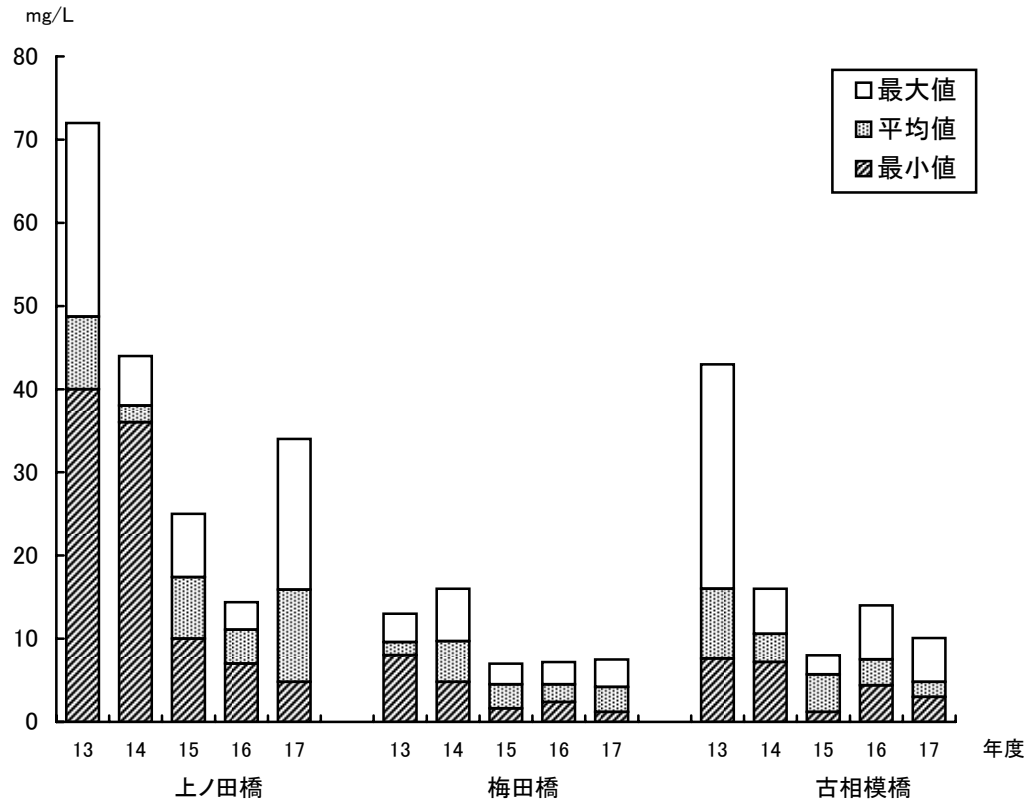
地点名 項 目		大黒橋		寺尾橋		浜園橋		下町屋橋		宮ノ下橋		環境基準
		平均値	最小値 ～ 最大値	平均値	最小値 ～ 最大値	平均値	最小値 ～ 最大値	平均値	最小値 ～ 最大値	平均値	最小値 ～ 最大値	
生活環境項目	水 温 (℃)	16.5	8.7 ～ 21.5	15.2	3.8 ～ 23.8	15.9	6.6 ～ 24.3	15.4	5.7 ～ 24.2	16.1	7.5 ～ 24.3	—
	p H	7.6	7.5 ～ 7.8	7.6	7.3 ～ 8.0	7.5	7.1 ～ 7.7	7.5	7.4 ～ 7.7	7.6	7.5 ～ 7.7	6.5～8.5
	B O D (mg/l)	5.4	1.6 ～ 8.3	14.1	3.6 ～ 54.7	6.6	4.4 ～ 9.2	7.2	4.1 ～ 9.6	5.5	4.0 ～ 7.6	5以下
	C O D (mg/l)	6.6	4.4 ～ 9.0	15.5	5.2 ～ 49.0	9.4	6.4 ～ 15.2	7.5	6.0 ～ 12.4	8.0	6.8 ～ 9.2	—
	S S (mg/l)	2	1 ～ 5	20	3 ～ 54	19	8 ～ 42	16	7 ～ 33	28	4 ～ 98	50以下
	D O (mg/l)	8.9	7.6 ～ 9.7	5.6	3.5 ～ 8.0	7.1	4.8 ～ 8.9	6.1	4.3 ～ 7.3	5.4	4.6 ～ 6.1	5以上
	全リン (mg/l)	0.22	0.09 ～ 0.63	1.20	0.45 ～ 3.14	0.87	0.48 ～ 2.01	0.80	0.38 ～ 2.02	0.65	0.36 ～ 1.51	—
	全窒素 (mg/l)	8.9	6.6 ～ 11.7	13.8	3.5 ～ 32.8	9.5	4.0 ～ 13.8	9.6	4.8 ～ 14.6	8.2	5.0 ～ 11.3	—
健康項目	シアン (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	検出されない
	カドミウム (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.01以下
	鉛 (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.01以下
	六価クロム (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.05以下
	総水銀 (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	不検出	不検出 ～ 不検出	0.0005以下

(注) 1. 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均。

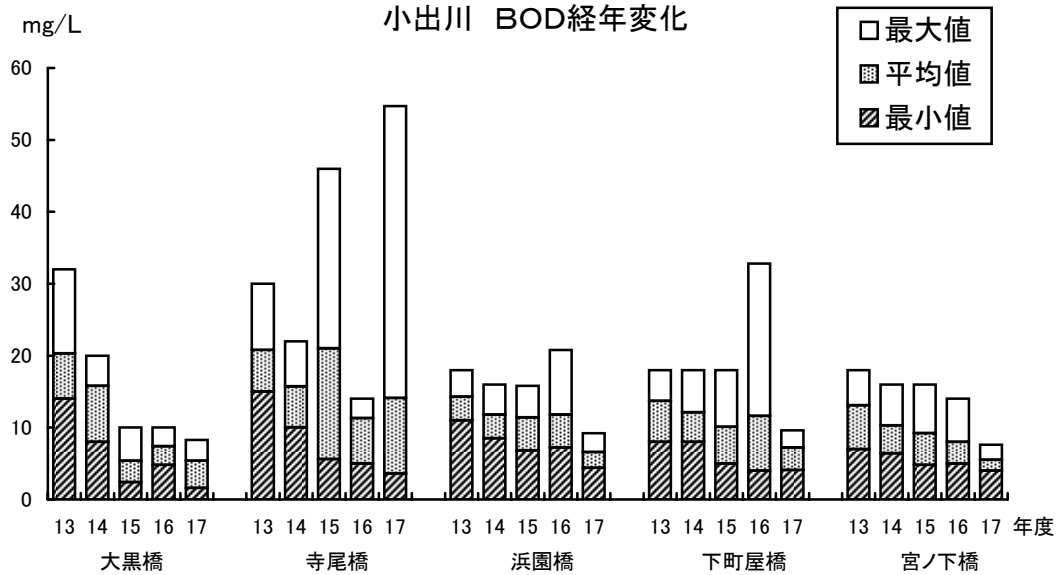
2. 「健康項目」の平均値及び最大値はシアン・総水銀年間2回の分析、カドミウム・鉛・六価クロム年間4回の分析結果より算出。

3. 「環境基準」は生活環境項目にあっては、河川C類型の値を参考として掲載。健康項目にあっては、基準値は年間平均値とする。ただし、シアンに係る基準値については最高値とする。

千ノ川 BOD経年変化

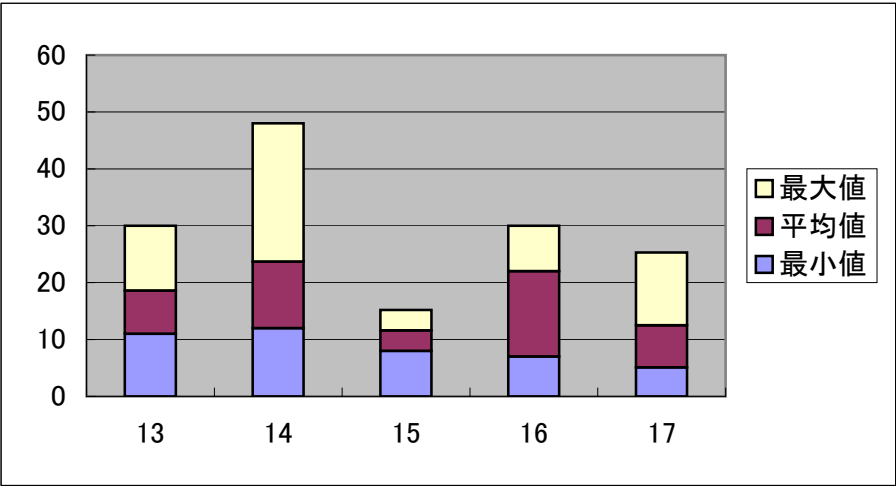


小出川 BOD経年変化



ウ 平成17年度 駒寄川水質調査結果

項 目 \ 地点名		中通橋		環境基準
		平均値	最小値 ～ 最大値	
生活環境項目	水 温 (℃)	16.5	6.7 ～ 22.9	—
	p H	7.6	7.4 ～ 8.1	6.5～8.5
	B O D (mg/l)	7.4	5.1 ～ 12.8	5以下
	C O D (mg/l)	9.6	7.4 ～ 12.0	—
	S S (mg/l)	14	4 ～ 22	50以下
	D O (mg/l)	7.1	4.1 ～ 9.1	5以上
	全リン (mg/l)	0.66	0.35 ～ 0.98	—
	全窒素 (mg/l)	8.2	5.3 ～ 13.5	—
健康項目	シアン (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	検出されない
	カドミウム (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	0.01以下
	鉛 (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	0.01以下
	六価クロム (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	0.05以下
	総水銀 (mg/l)	不検出	不検出 ～ 不検出	0.0005以下



中通橋

- (注) 1. 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均。
 2. 「健康項目」の平均値及び最大値はシアン・総水銀年間2回の分析、カドミウム・鉛・六価クロム年間4回の分析結果より算出。
 3. 「環境基準」は生活環境項目にあつては、河川C類型の値を参考として掲載。健康項目にあつては、基準値は年間平均値とする。ただし、シアンに係る基準値については最高値とする。

エ 平成17年度 河川ダイオキシン類調査結果

(単位 pg-TEQ/L)

調 査 地 点	9月	3月	平 均 値
小出川(下町屋橋)	0.95	0.28	0.62
千ノ川(古相模橋)	0.60	0.63	0.62

※ 環境基準値: 1 pg-TEQ/L (年間平均値)

ダイオキシン類: 本調査では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類と称している。

(3) 海水浴場

平成17年度 海水浴場水質調査結果

調査海水浴場: サザンビーチちがさき海水浴場

調査項目 調査時期	評価項目				判定	参考項目 O-157
	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		
5月(海水浴場開設前)	不検出	なし	2. 1mg/L	1m以上	水質B	不検出
7月(海水浴場開設中)	8個/100mL	なし	2. 6mg/L	1m以上	水質B	不検出

水浴場水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」、あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不 検 出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(4) 地下水

ア 平成17年度 地下水水質測定結果

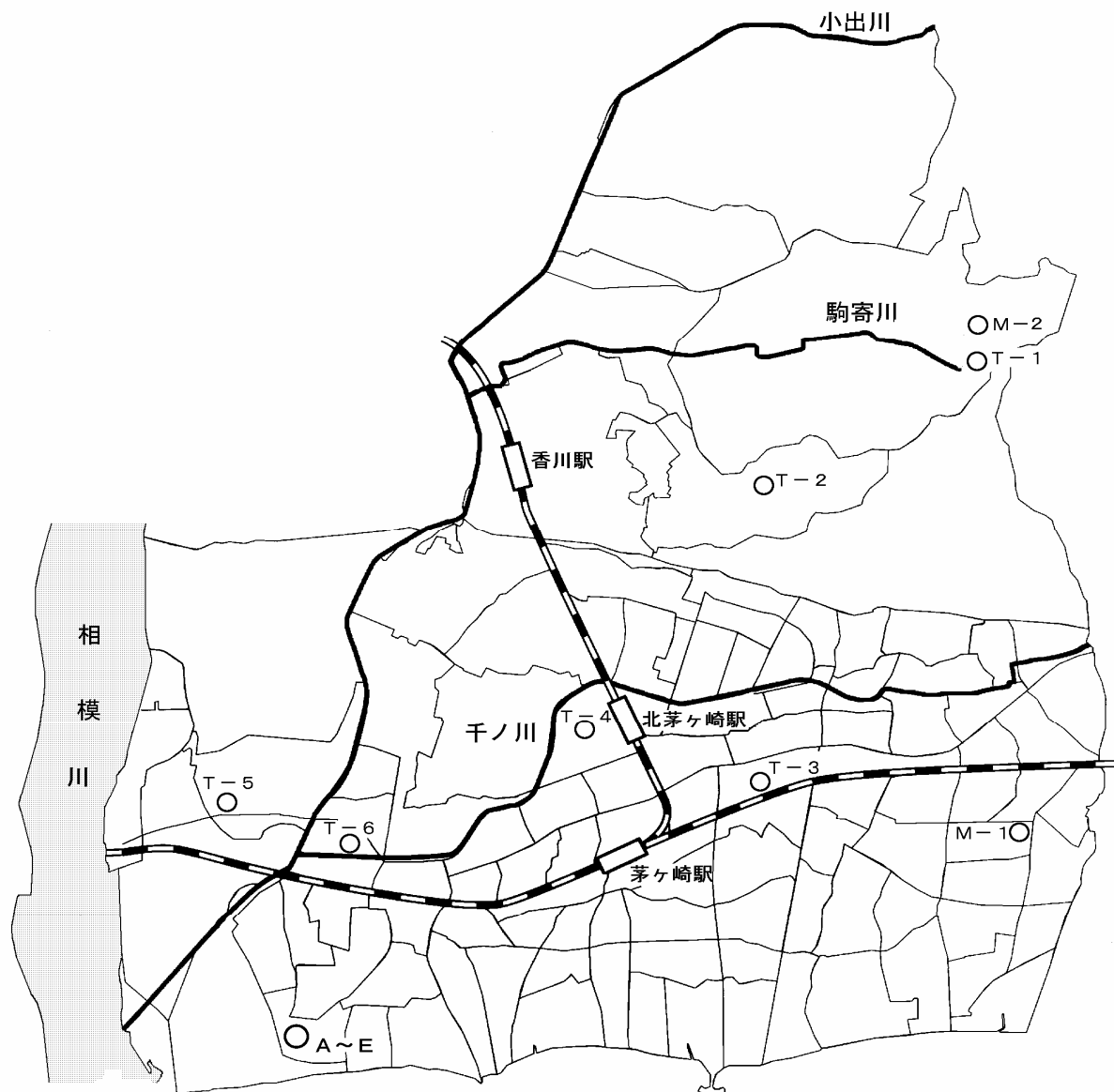
(水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定) 次頁のとおり

イ 平成17年度 地下水水質測定結果(市計画に基づく測定) 下表のとおり

測定日: 平成18年3月1日

単位: mg/L

地点	所在地	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
A	柳島海岸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
B		0.007	<0.0005	<0.0005
C		0.003	<0.0005	<0.0005
D		0.002	<0.0005	<0.0005
E		0.029	<0.0005	<0.0005
環境基準		0.03	0.01	1.0



平成17年度 地下水水質測定結果(水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定)

単位(mg/L)

調 査 項 目		調 査 区 分	概況調査・定点調査						定期モニタリング調査
		番号(測定計画番号)	T-1(59)	T-2(60)	T-3(61)	T-4(62)	T-5(63)	T-6(64)	M-1(116)
		調査地区名	堤	甘沼	本村	茅ヶ崎	今宿	下町屋	堤
		深度区分	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸
		用途区分	生活用水	一般飲用	工業用水	工業用水	生活用水	一般飲用	生活用水
		測定年月	平成17年10月	平成17年10月	平成17年10月	平成17年10月	平成17年10月	平成17年10月	平成17年10月
		環境基準							
環境基準項目	カドミウム	0.01以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	六価クロム	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	砒素	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	PCB	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硝酸性窒素		5.2	1.8	0.15	<0.1	3.8	0.55	28
	亜硝酸性窒素		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	5.2	1.8	0.2	<0.1	3.8	0.6	28
	ふっ素	0.8以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	
	ほう素	1以下	<0.02	<0.02	0.03	0.04	0.05	0.08	
その他の項目	フェノール類	(0.005以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
一 般 項 目	電気伝導率(mS/m)		40	32	43	79	42	100	43
	pH	(5.8~8.6)	6.6	7.3	8.2	7.8	6.9	8.0	6.3
	水温(℃)		16	17	18	18	19	18	18
	臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	外観		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色

注 1 フェノール類、pHについては水道法第4条に基づく水質基準値

2 網掛け(太字)部分は、環境基準値の超過を示す。

3 騒 音 ・ 振 動

騒音と振動は直接人の感覚を刺激し、日常生活に及ぼす影響が大きいため自動車交通騒音・振動、一般環境騒音、航空機騒音の測定を行っています。

- 自動車交通騒音・振動
- 環境騒音
- 航空機騒音

(1) 平成17年度 自動車交通騒音測定結果 (面的評価)

測定項目 測定場所	等価騒音レベル（d B）				平均交通量 （台／10分）		面的評価					測定日
	道路端		背後地		昼 6～22時	夜 22～6時	戸数	環境基準達成率（％）			昼夜ともに基準値 超過	
	昼 6～22時	夜 22～6時	昼 6～22時	夜 22～6時				昼夜両方 24時間	昼のみ 6～22時	夜のみ 22～6時		
① 県道４５号（丸子中山茅ヶ崎線） 測定場所；円蔵２４７８ 第１種住居地域	69	66	58	55	195	104	区間内 633 戸	93.8% 594 戸	5.2% 33 戸	0.0% 0 戸	0.9% 6 戸	平成１７年 １２月５日 ～１２月６日
区間；茅ヶ崎1-1-1～香川4-11-50							近接空間 163 戸	76.7% 125 戸	19.6% 32 戸	0.0% 0 戸	3.7% 6 戸	
環 境 基 準	70	65	60	55			非近接空間 470 戸	99.8% 469 戸	0.2% 1 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	
要 請 限 度	75	70										
② 県道４７号（藤沢平塚線） 測定場所；堤７４－１ 第１種低層住居専用地域	68	65	49	46	207	75	区間内 503 戸	90.7% 456 戸	5.6% 28 戸	0.0% 0 戸	3.8% 19 戸	平成１７年 １２月５日 ～１２月６日
区間；堤48～下寺尾995							近接空間 141 戸	88.7% 125 戸	11.3% 16 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	
環 境 基 準	70	65	60	55			非近接空間 362 戸	91.4% 331 戸	3.3% 12 戸	0.0% 0 戸	5.2% 19 戸	
要 請 限 度	75	70										
③ 県道４０４号（遠藤茅ヶ崎線） 測定場所；高田１－１３－２６ 近隣商業地域	69	65	57	51	251	103	区間内 1379 戸	98.5% 1358 戸	1.4% 19 戸	0.0% 0 戸	0.1% 2 戸	平成１７年 １２月５日 ～１２月６日
区間；本村4-19-28～堤1950-1							近接空間 361 戸	95.3% 344 戸	4.7% 17 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	
環 境 基 準	70	65	65	60			非近接空間 1018 戸	99.6% 1014 戸	0.2% 2 戸	0.0% 0 戸	0.2% 2 戸	
要 請 限 度	75	70										

- 道路端 ; 道路の敷地境界線上での測定値。
- 背後地 ; 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値。
- 面的評価 ; 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価。
- 区間内 ; 区間内の道路端から50mの範囲内の住居。
- 近接空間 ; 2車線以下の道路は、道路端から15mまでの範囲内の住居。
; 2車線を超える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居。
- 非近接空間 ; 2車線以下の道路は、道路端から15mを超え50mまでの範囲内の住居。
; 2車線を超える道路は、道路端から20mを超え50mまでの範囲内の住居。

(2) 平成17年度 自動車交通騒音・振動測定結果 (道路端)

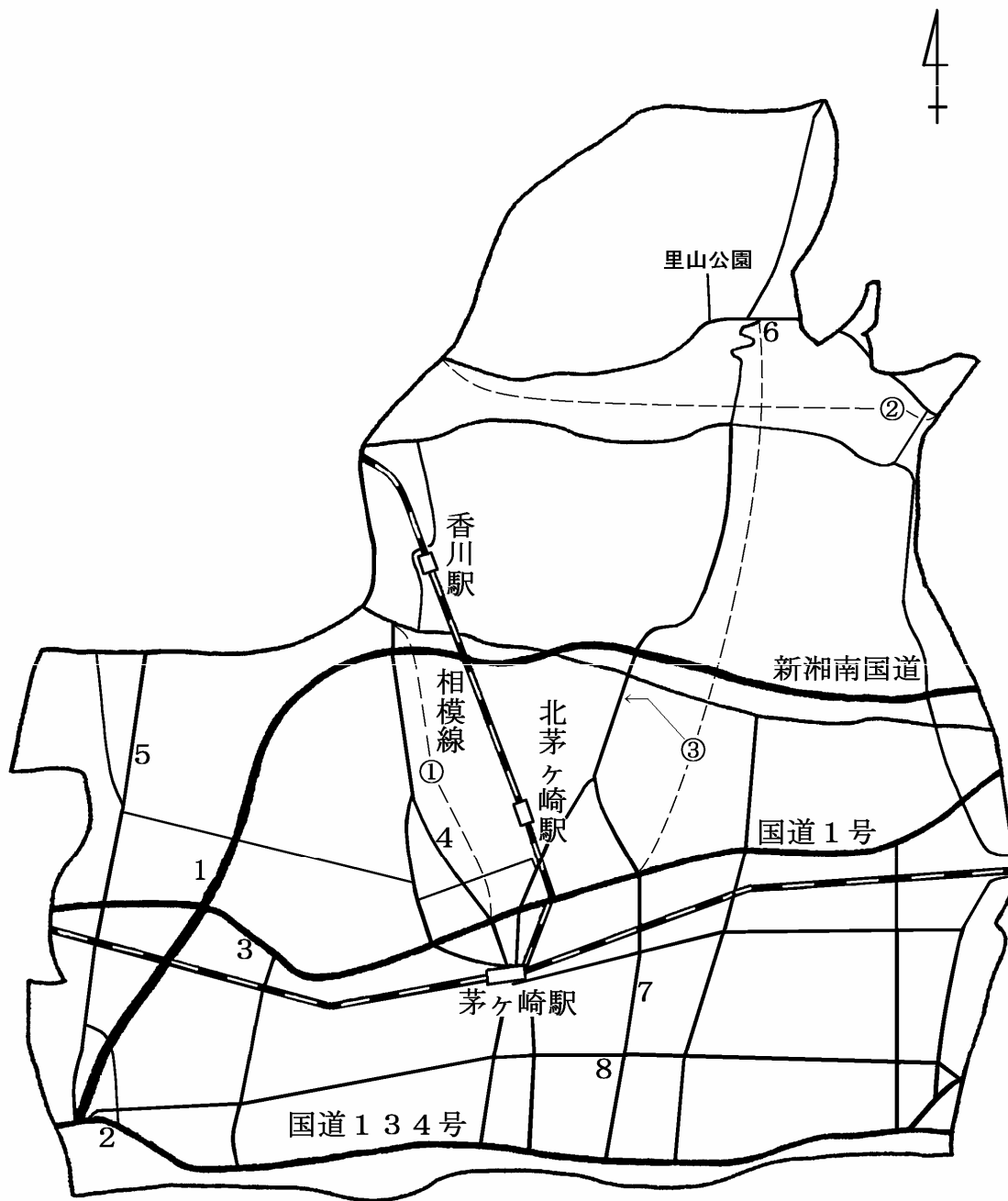
(dB)

測定地点	騒音(等価騒音レベル;Leq)						振動 (L10)				用途地域	測定日
	測定結果		環境基準		要請限度		測定結果		要請限度			
	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 8～19時	夜 19～8時	昼 8～19時	夜 19～8時		
1. 新湘南国道 今宿市営住宅1号棟 今宿243-3	58	54	65	60	75	70	32	28	65	60	第1種住居	11月9日 から 11月10日
2. 国道134号 柳島記念館 ※1 柳島1900	69	68	70	65(×)	75	70	39	37	65	60	調整	11月8日 から 11月9日
3. 国道1号 下町屋自治会館 ※1 下町屋1-6-198	70	69	70	65(×)	75	70	42	41	65	60	第2種住居	11月7日 から 11月8日
4. 県道45号 茅ヶ崎市消防署 ※1 矢畑1280-3	70	66	70	65(×)	75	70	41	36	70	65	工業	11月16日 から 11月17日
5. 県道46号 (株)アルバック ※1 萩園2500	72	71	70(×)	65(×)	75	70	42	37	70	65	準工業	11月10日 から 11月11日
6. 県道47号 皆楽荘 ※1 堤1928	70	68	70	65(×)	75	70	42	36	65	60	調整	11月17日 から 11月18日
7. 市道東海岸寒川線 文教堂書店前 東海岸北4-5-56	68	64	65(×)	60(×)	75	70	36	32	65	60	第1種住居	11月14日 から 11月15日
8. 市道柳島小和田線 東海岸駐在所 東海岸南2-11-1	69	65	65(×)	60(×)	75	70	39	35	65	60	第1種住居	11月24日 から 11月25日

(注1) ※1 は、幹線交通を担う道路に近接する区域、空間。(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲。)

(注2) (×) は基準超過。

自動車交通騒音等測定地点図



(面的評価)

- ① 県道45号(丸子中山茅ヶ崎線) 円蔵2478
- ② 県道47号(藤沢平塚線) 堤74-1
- ③ 県道404号(遠藤茅ヶ崎線) 高田1-13-26

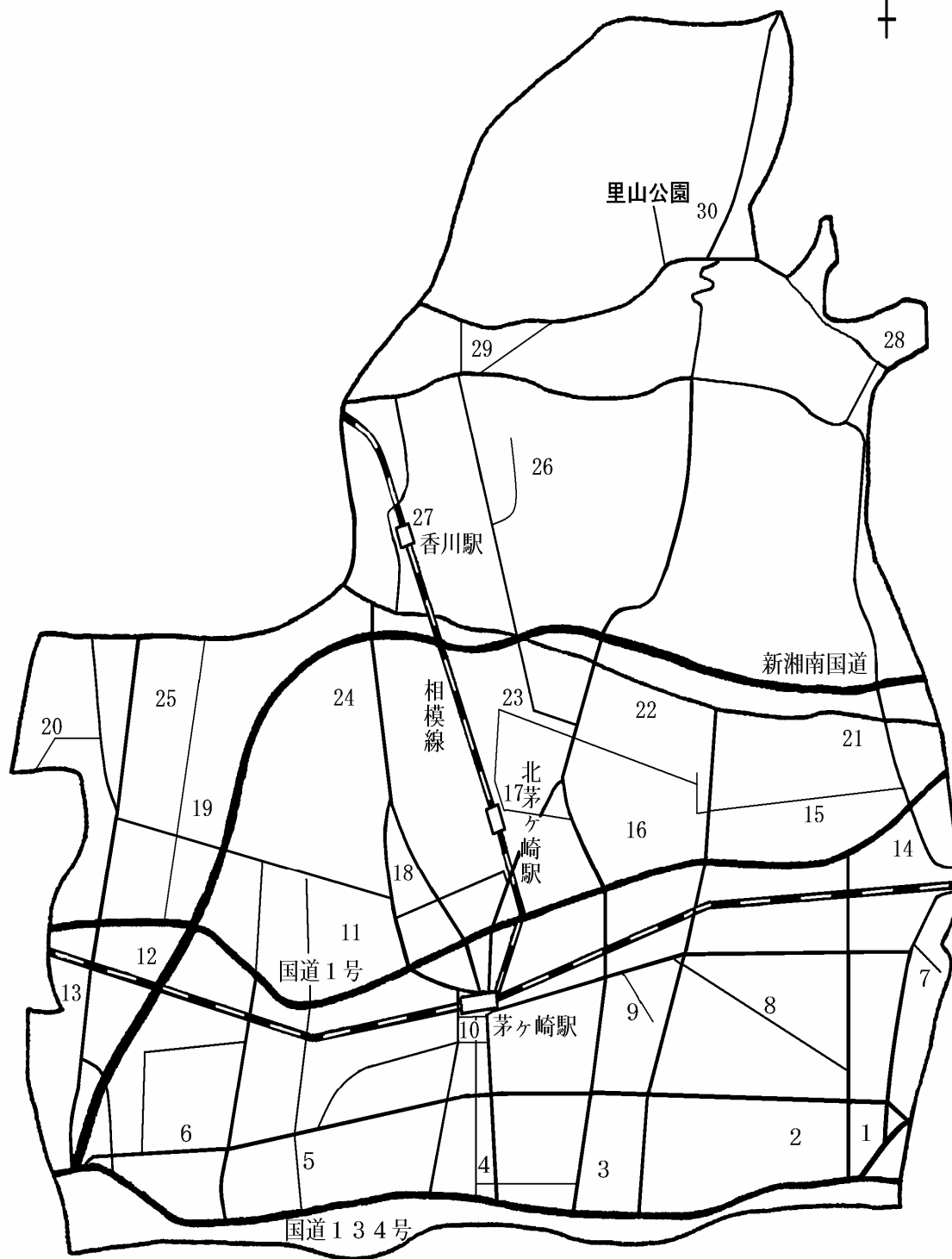
(道路端)

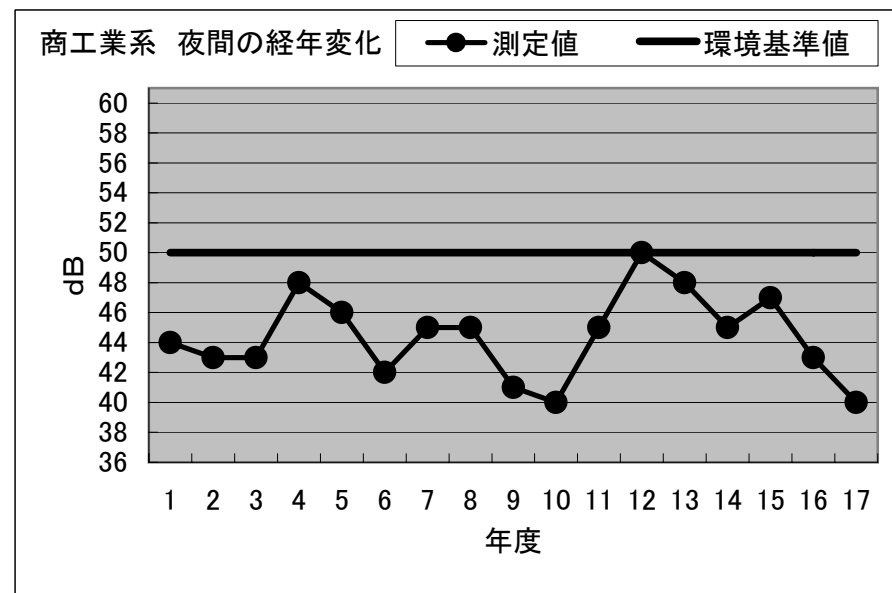
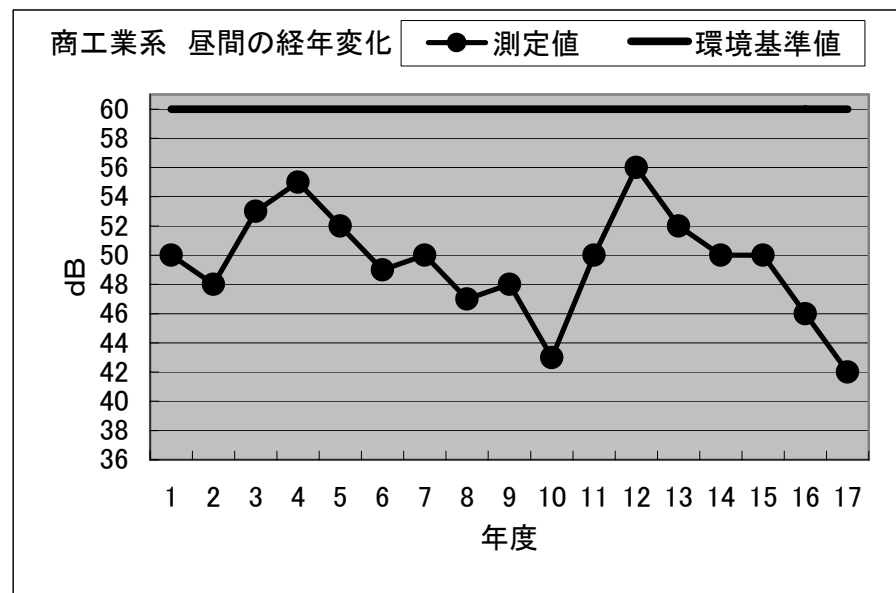
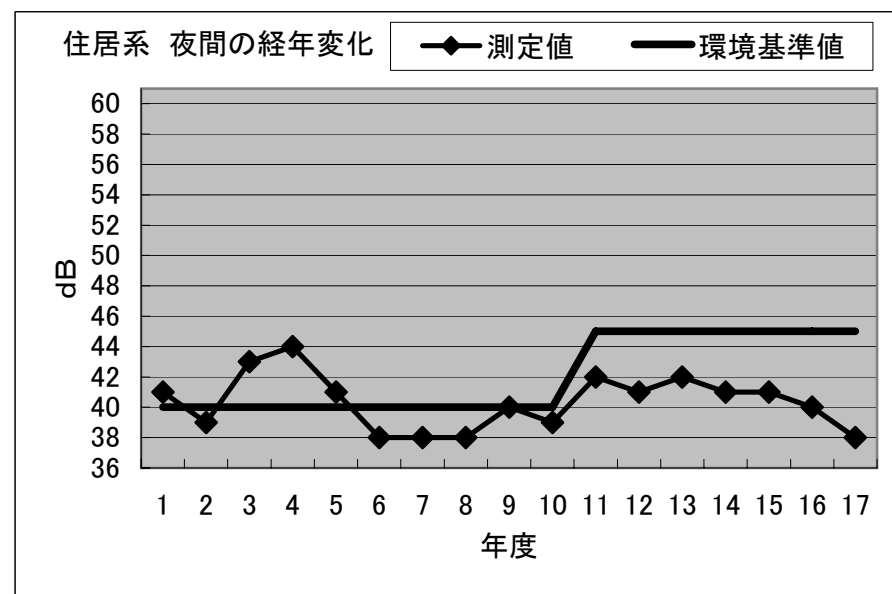
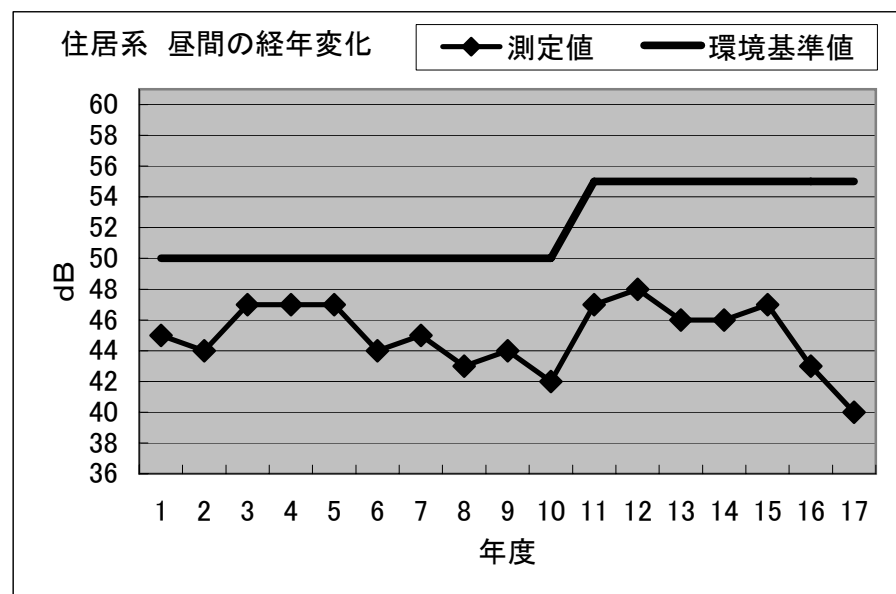
- 1 新湘南国道 市営今宿住宅1号棟(今宿243-3)
- 2 国道134号線 柳島記念館(柳島1900)
- 3 国道1号線 下町屋自治会館前(下町屋1-6-19)
- 4 県道45号線(丸子中山茅ヶ崎線) 茅ヶ崎市消防署前(矢畑1280-3)
- 5 県道46号線(相模原茅ヶ崎線) (株)アルバック駐車場前(萩園2500)
- 6 県道47号線(藤沢平塚線) 皆楽荘前(堤1928)
- 7 市道東海岸寒川線 東海岸北4丁目(東海岸北4-5-56)
- 8 市道柳島線小和田 東海岸駐在所前(東海岸南2-11-1)

(3) 平成17年度 環境騒音測定結果

No.	測定場所	用途地域	等価騒音レベル (d B)			
			昼間 6時～22時		夜間 22時～6時	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
1	緑が浜7-57	第1種住居	39	55	40	45
2	浜須賀7-46	第1種低層住居専用	39	55	37	45
3	東海岸南5-3-47	第1種低層住居専用	40	55	35	45
4	東海岸南1-15-24	第1種低層住居専用	40	55	40	45
5	南湖4-10-10	第1種低層住居専用	40	55	39	45
6	浜見平8-2	第1種中高層住居専用	42	55	41	45
7	浜竹4-1-21	第1種低層住居専用	35	55	36	45
8	美住町14-25	第1種低層住居専用	36	55	40	45
9	東海岸北4-12-28	第1種低層住居専用	37	55	40	45
10	共恵1-4-25	商業	47	60	43	50
11	浜之郷1177	第1種住居	38	55	37	45
12	中島1371	準工業	43	60	44	50
13	中島874-14	第1種中高層住居専用	42	55	42	45
14	本宿町6-48	準工業	40	60	37	50
15	小和田1-8-47	第1種中高層住居専用	41	55	36	45
16	本村5-19-40	第1種中高層住居専用	38	55	35	45
17	茅ヶ崎521-3	第1種中高層住居専用	43	55	36	45
18	矢畑747	第1種住居	41	55	39	45
19	萩園2114	第1種中高層住居専用	43	55	41	45
20	萩園3184	工業	39	60	39	50
21	菱沼1-22-3	第1種中高層住居専用	42	55	38	45
22	高田2-11-31	第1種低層住居専用	39	55	35	45
23	鶴が台5-4	第1種中高層住居専用	43	55	38	45
24	西久保726	第1種中高層住居専用	44	55	40	45
25	萩園1466	第1種中高層住居専用	41	55	41	45
26	松風台12-22	第1種低層住居専用	41	55	36	45
27	香川6-22-26	近隣商業	43	60	38	50
28	堤41-7	第1種低層住居専用	40	55	35	45
29	下寺尾1574	調整	43	55	38	45
30	芹沢902	調整	40	55	31	45
平均値			41		38	

4





注 1 測定値及び環境基準値は、平成 10 年度まで中央値、平成 11 年度から等価騒音レベル。

(4) 航空機騒音

本市は、厚木飛行場の南西に位置し、米海軍の飛行機の飛行コースの沿線として航空機による影響を受けています。

平成17年度測定結果

測定地点	WECPNL値		測定期間
	期間内の値	年間推定値	
赤羽根中学校	66.2	66.2	平成17年4月1日～平成18年3月31日
皆楽荘	58.7	61.9	平成17年5月7日～7月31日
松浪中学校	64.9	64.9	平成17年4月1日～平成18年3月31日
茅ヶ崎市斎場	60.2	58.3	平成17年8月3日～11月15日

注1 環境基準は、WECPNL年間値70以下。WECPNLとは、音の大きさ、飛行回数、飛行時間帯を考慮した式により算出した値。

注2 赤羽根中学校・松浪中学校は通年測定、皆楽荘・茅ヶ崎市斎場は短期測定。

注3 期間内の値とは、測定期間のWECPNL実測値のパワー平均値。

注4 短期測定地点の年間推定値は、赤羽根中学校を基に算出した年間推計値。
通年測定地点の年間推定値は年間実測値（期間内の値）。

航空機騒音測定地点図



4 地 盤 沈 下

市では地盤沈下防止のため主に次の事業を実施しています。

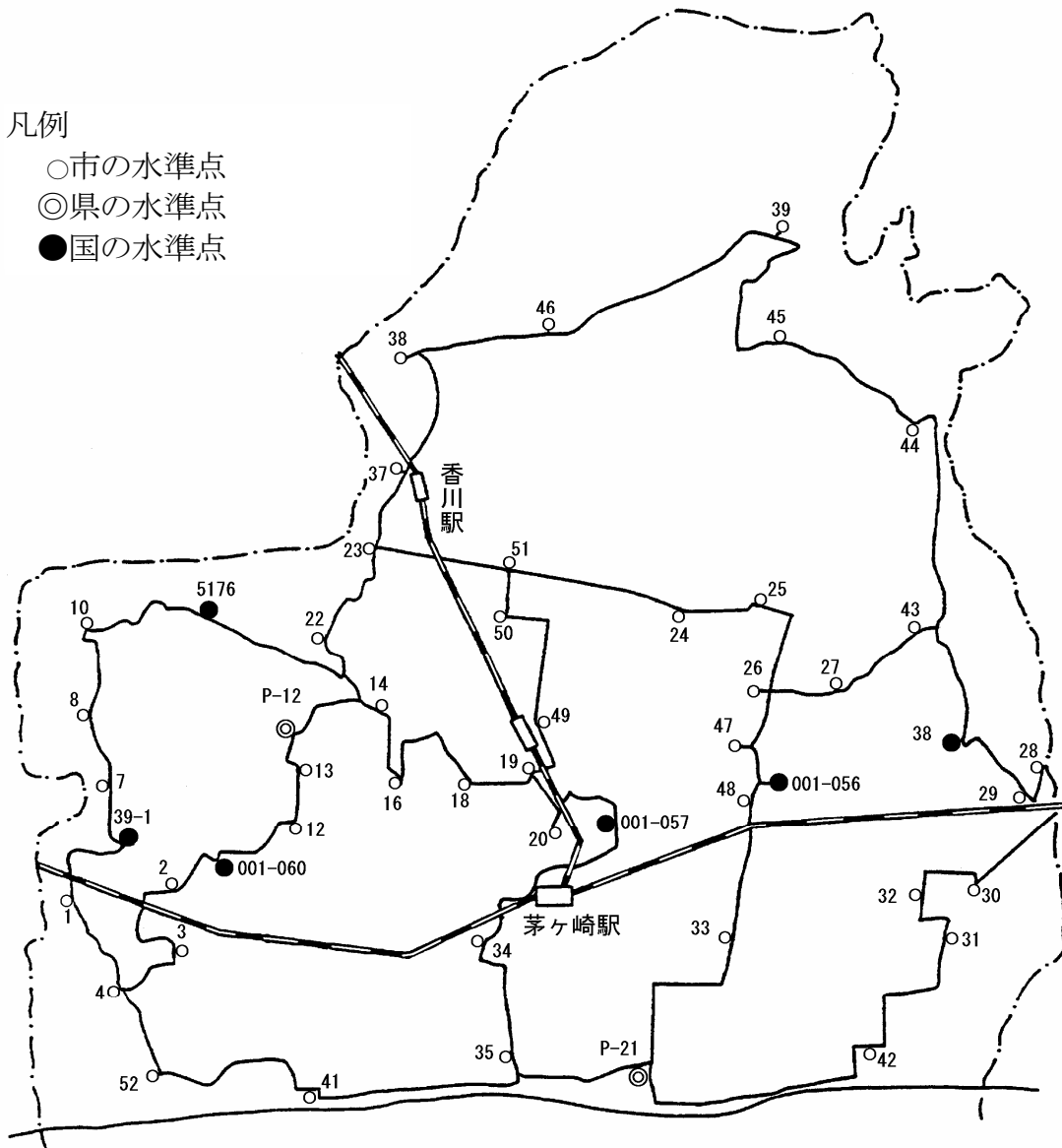
○地下水採取量調査 採取量及び地下水位測定結果報告徴収・適正利用指導

○公共水準測量 市内46.25km

水準測量路線網図

凡例

- 市の水準点
- ◎県の水準点
- 国の水準点



水準点 番 号	名 称	水準点 番 号	名 称	水準点 番 号	名 称	水準点 番 号	名 称
1	浄林寺付近路上	17	廃止	33	魚富南路上	48	東陶機器(株)
2	中島1341番地先路上	18	東邦チタニウム(株)西路上	34	茅ヶ崎小学校	49	円蔵小学校
3	善福寺	19	東邦チタニウム(株)	35	茅ヶ崎市営球場	50	鶴が台小学校
4	柳島小学校	20	一里塚公園	36	廃止	51	香川小学校
5	廃止	21	廃止	37	香川1205番地先路上	52	市柳島ポンプ場東路上
6	廃止	22	宝生寺	38	茅ヶ崎北陵高校	P-12	鶴嶺中学校
7	ナストーア(株)東路上	23	東京電力(株)茅ヶ崎変電所	39	小出小学校	P-21	第一中学校
8	(株)エヌエムビー中央研究所	24	本在寺	40	廃止	001-056	東海カーボン(株)前
9	廃止	25	神明大社	41	西浜中学校	001-057	本村歩道橋脇
10	市清掃事業所	26	永昌寺	42	小和田浜公園	001-059	廃止
11	廃止	27	松林小学校	43	宝積寺	001-060	ルートワンゴルフセンター前
12	鶴嶺八幡宮参道	28	赤松公園	44	湘南カントリークラブ	38	スリーエフ本宿店前
13	鶴嶺児童公園	29	松下電池工業(株)	45	フジ化成工業(株)	39-1	信隆寺
14	矢畑62番地先路上	30	ふれあい活動ホームあかしあ	46	北陽中学校	5176	満福寺
15	廃止	31	松浪中学校	47	松林中学校		
16	茅ヶ崎ゴルフワールド	32	松浪小学校				

水準測量による地盤変動量

基準点 国土地理院水準点

水準点 番 号	所在地	標高(m) (17年度)	変動量(cm)					最近5年間の 累積変動量(cm)	調査開始以来の 累積変動量(cm)	備 考
			13年度	14年度	15年度	16年度	17年度			
1	中島	3.1336	-0.02	-0.45	仮点	-0.55	0.00	—	-1.37	仮点観測
2	中島	3.1644	仮点	-0.65	0.51	-0.76	-0.01	—	-1.69	仮点観測
3	柳島	2.5700	-0.08	-0.47	0.38	-0.65	-0.01	-0.83	-6.35	
4	柳島	3.3051	-0.10	-0.49	0.32	-0.54	-0.06	-0.87	-8.21 (-4.99)	56年度改埋
7	萩園	3.4575	-0.09	-0.52	0.32	-0.80	仮点	-1.09	-4.91	仮点観測
8	萩園	4.0725	0.02	-0.50	0.32	-0.76	0.02	-0.90	-6.10	
10	萩園	5.2360	0.10	-0.45	0.20	-0.45	0.07	-0.53	-6.14	
12	浜之郷	3.5279	0.13	-0.45	0.56	-0.74	0.05	-0.45	-4.38	
13	浜之郷	3.4161	0.18	-0.56	0.52	-0.71	-0.12	-0.69	-5.80	
14	矢畑	4.7593	仮点	-0.28	仮点	-0.62	-0.18	—	-5.62	仮点観測
16	矢畑	4.6454	0.15	-0.39	0.45	-0.68	-0.28	-0.75	-6.34 (-2.49)	2年度改埋
18	茅ヶ崎	3.5458	仮点	-0.41	0.51	-0.85	-0.23	—	-8.02	仮点観測
19	茅ヶ崎	4.6649	0.24	-0.39	0.44	-0.91	-0.32	-0.94	-7.14	
20	茅ヶ崎	4.8723	0.25	-0.67	0.30	-0.67	-0.60	-1.39	-8.40 (-2.76)	8年度改埋
22	西久保	5.9974	0.01	-0.24	0.36	-0.63	-0.04	-0.63	-6.13 (-1.63)	6年度改埋
23	西久保	6.2789	0.42	-0.21	0.17	-0.54	-0.06	-0.22	-5.98 (-4.46)	57年度改埋
24	高田	8.9172	0.25	-0.21	0.28	-0.63	-0.03	-0.34	-5.12 (-3.59)	58年度改埋
25	赤羽根	11.6501	0.25	-0.26	0.24	-0.72	-0.07	-0.56	-5.14	
26	室田	10.5297	0.24	-0.23	0.36	-0.67	-0.07	-0.37	-3.28 (-2.50)	61年度改埋
27	菱沼	10.2230	0.18	-0.15	0.30	-0.59	-0.14	-0.40	-5.64	
28	赤松町	13.3422	0.41	-0.14	0.29	-0.74	0.28	0.10	-3.76	
29	本宿町	12.1591	0.40	-0.19	0.20	-0.49	0.10	0.02	-3.25	
30	松浪	11.3078	0.25	-0.24	0.11	-0.49	-0.10	-0.47	-4.76 (-3.94)	54年度改埋
31	松浪	10.3545	0.19	-0.24	0.15	-0.31	-0.24	-0.45	-4.61	
32	松浪	11.6327	0.21	-0.25	0.05	-0.36	-0.30	-0.36	-4.11	
33	松が丘	10.1226	仮点	-0.44	0.20	-0.50	-0.18	—	-6.41	仮点観測
34	共恵	6.1944	0.04	-0.26	0.44	-0.70	-0.14	-0.62	-4.58	
35	中海岸	7.1460	-0.03	-0.43	0.23	-0.50	-0.21	-0.94	-6.47	
37	香川	9.3642	仮点	-0.24	0.18	-0.59	-0.04	—	-4.17 (-1.76)	3年度改埋 仮点観測
38	下寺尾	14.5156	0.33	-0.16	0.25	-0.66	-0.02	-0.26	-4.22	

水準点 番 号	所在地	標高(m) (17年度)	変動量(cm)					最近5年間の 累積変動量(cm)	調査開始以来の 累積変動量(cm)	備 考
			13年度	14年度	15年度	16年度	17年度			
39	芹沢	52.1426	0.39	0.07	0.32	-0.51	-0.27	0.00	-4.47	
41	南湖	8.8058	-0.12	-0.56	0.39	-0.43	-0.32	-1.04	-6.69	
42	浜須賀	4.4642	0.14	-0.24	0.11	-0.44	-0.21	-0.64	-5.96	
43	赤羽根	16.0140	0.12	-0.09	0.15	-0.57	-0.19	-0.58	-5.00	54年度設置
44	赤羽根	46.4247	0.23	0.12	0.40	-0.28	-0.29	0.18	-3.53	54年度設置
45	堤	17.4111	0.30	-0.29	0.23	-0.82	-0.34	-0.92	-12.20	54年度設置
46	下寺尾	15.9618	0.38	0.02	0.37	-0.81	0.01	-0.03	-4.87	54年度設置
47	室田	15.6394	0.34	-0.35	0.30	-0.60	-0.12	-0.43	-3.51	54年度設置
48	本村	11.6868	0.33	-0.34	0.27	-0.53	-0.12	-0.39	-3.65	54年度設置
49	円蔵	5.3946	0.29	-0.31	0.39	-0.81	-0.31	-0.75	-9.31	54年度設置
50	鶴が台	6.2318	0.34	-0.24	0.34	-0.85	0.08	-0.33	(-5.25) -4.26	54年度設置 56年度改埋
51	香川	9.9546	0.40	-0.09	0.31	-0.67	0.06	0.01	-1.97	54年度設置
52	柳島	3.8005	仮点	-0.53	0.32	-0.44	仮点	—	-15.08	仮点観測
県P-12	浜之郷	5.2341	仮点	-0.28	0.61	-0.77	-0.06	—	-4.05	仮点観測
県P-21	東海岸南	5.9955	0.23	-0.47	0.34	-0.60	-0.11	-0.61	-5.42	
001-056	小桜町	15.7992	0.27	-0.23	-0.93	-0.72	-0.32	-1.93	-5.59	57年度設置
001-057	本村	14.2321	0.11	-0.21	0.3	-0.63	-0.22	-0.65	-5.61	57年度設置
001-060	下町屋	5.6988	0.18	-0.57	0.44	-0.78	-0.78	-1.51	-5.35 (-3.06)	57年度設置 63年度移転改埋
38	本宿町	11.9795	0.31	-0.16	0.39	-0.73	0.07	-0.12	-4.19	
39-1	今宿	3.5596	-0.09	-0.52	0.36	-0.73	-0.12	-1.10	-4.55	
5176	萩園	4.7076	0.13	-0.37	0.34	-0.62	-0.08	-0.60	-3.94	

調査開始以来の累積変動量の()は改埋後の変動量を累積したものである。

沈下面積等

(平成17年)

区 分	調 査 面 積 (km ²)	計	沈 下 面 積 (km ²)				計	隆起面積(km ²)	
			1cm未満	1cm以上 2cm未満	2cm以上 3cm未満	3cm以上		1cm未満	1cm以上 2cm未満
茅ヶ崎市	35.76 (35.76)	32.07 (35.76)	32.07 (35.76)	— (—)	— (—)	— (—)	3.69 (0.00)	3.69 (0.00)	— (—)

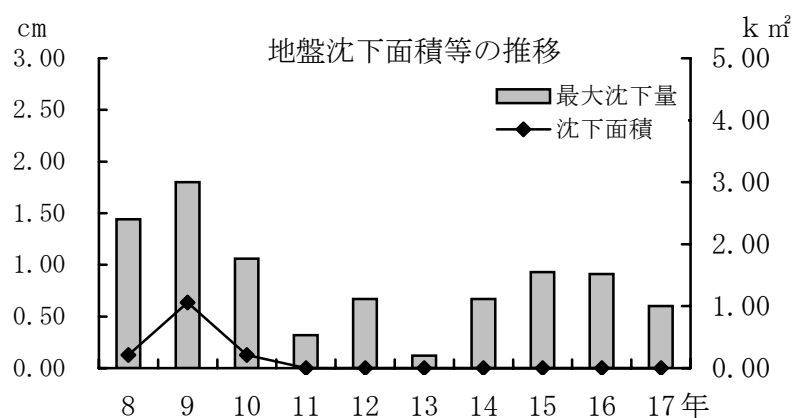
()内は、平成16年分を示す。

地盤沈下状況の推移

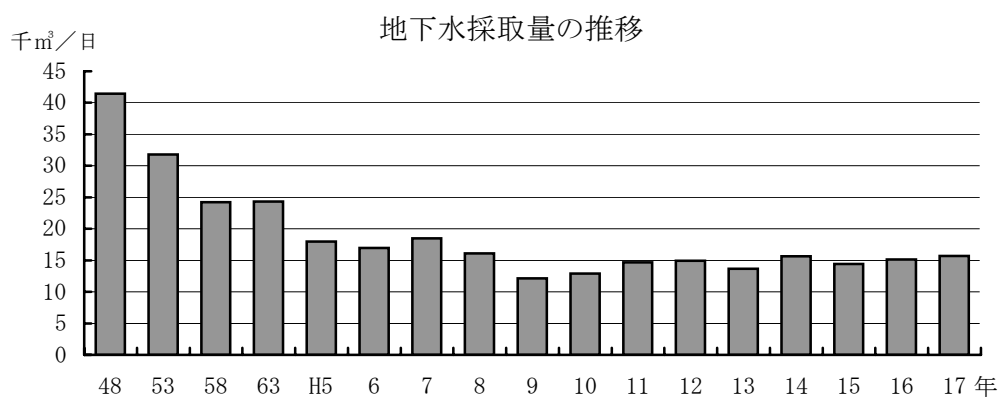
(単位:面積はkm²、最大沈下量はcm)

区 分	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
指定面積	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76
調査面積	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76	35.76
沈下面積	0.21	1.06	0.21	—	—	—	—	—	—	—
最大沈下量	1.44	1.80	1.06	0.32	0.67	0.12	0.67	0.93	0.91	0.60

沈下面積は年間1cm以上の沈下地域を対象とした。



市内事業所地下水採取量(平成17年12月31日現在 31事業所)



環境に関する用語の解説

環境に関する用語の解説

〔あ行〕

【アルキル水銀／R－Hg】

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物という。そのうち水銀がメチル基（ CH_3 ）エチル基（ C_2H_5 ）を等アルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。体内に吸収されやすく、臓器、特に脳に蓄積し知覚障害、運動失調、視野狭窄といったいわゆる水俣病の症状を呈する。また生物による濃縮率が高く、魚介類などに多く蓄積されやすい。

【硫黄酸化物／ SO_x 】

石油や石炭の燃焼によって発生し、主として二酸化硫黄（ SO_2 ）と無水硫酸（ SO_3 ）をいう。主な発生源は、重油ボイラーやごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどである。かつてはぜんそくの原因物質として大気汚染の主役であったが、総量規制や脱硫技術の進歩により大幅に改善されてきた。

【一酸化炭素／CO】

炭素化合物が不完全燃焼した時に発生する無色無臭の有害ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症起こしたりする。主な発生源は自動車排ガスである。

【一酸化窒素／NO】

⇒窒素酸化物／ NO_x

【1，1，1－トリクロロエタン／ $\text{C}_2\text{H}_3\text{Cl}_3$ 】

⇒有機塩素系化合物

【SS／浮遊物質量】(Suspended Solids)

地表から流出した粘土や有機物、プランクトン、工場排水などに起因する金属類など水中に浮遊している不溶性、2 mm径以下の物質で、河床などに沈積して魚介類に影響を及ぼしたり、光の透過が妨げられて植物の光合成に影響することがある。

【オゾン層破壊】

オゾン層には有害な紫外線を吸収し、生物への悪影響を抑える働きがある。しかし、近年空調機の冷媒や工業用の洗浄剤などとして使われたフロンが、大気中に放出されオゾン層が破壊されることによるオゾンホール現象が観測されている。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響が懸念される。

【温室効果】

地球は太陽からの日射を受けて暖まる一方、その熱を宇宙へ逃がしているので、地球の気温はほぼ一定に保たれている。しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加してくると、地表から放出される熱はガスに吸収されるため、その一部は地表に戻されて大気の温度が上昇します。この現象が温室における温度の上昇と似ていることから、「温室効果」といわれている。

【温室効果ガス】

二酸化炭素、オゾン、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの物質を指します。中でも、二酸化炭素の影響が約5割強を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖化防止の重要課題となっています。

〔か行〕

【カドミウム／Cd】

主な用途は顔料、電池、金属加工などで、人体に対する毒性は強く、急性毒性としては数gの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。又公害病として有名なイタイイタイ病の原因物質といわれ、人体に入るとカルシウム代謝の異常などを引き起こし、骨に影響（重度の骨軟化症）を及ぼす。

【環境影響評価】（環境アセスメント）

従来の環境保全対策が、対症療法的アプローチにより行われてきたのに対し、予防療法的な見地から公害の防止及び自然環境の保全を図ろうとするものである。一般的には、開発事業について計画の立案、工事の着手に際し、当該開発事業の実施により公害の発生、自然環境破壊等環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に予測、評価しようとするものである。

【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とであると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壤汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

【98%値】

環境基準に関する長期的評価については、日平均値を年間にわたり測定値低い方から順に並べて、98%に当たる値を用いて評価する。例えば365日分の測定値がある場合は低い方から358番目の値。

【公害】

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

【光化学オキシダント／O_x】

光化学オキシダントは、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）など酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物（NO_x）と炭化水素（HC）から光化学反応により生成する。これが光化学スモッグの主成分である。

〔さ行〕

【酸性雨】

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの汚染物質を取り込んで酸性を呈している雨。雨水は通常でも炭酸ガスを吸着して弱酸性となっているためpH5.6以下のもの酸性雨と呼ぶ。近年欧州、北米はもとより日本においても酸性雨によって人体や自然環境に与える影響が懸念されている。

【シアン／CN】

シアンは青酸カリ（シアン化カリ／KCN）に代表されるように、毒性が非常に強く、成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mgといわれている。用途としては金属の精錬、電気メッキなどでシアン化カリ、シアン化ナトリウムといったシアン化合物として使われている。

【COD／化学的酸素要求量】（Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。数値が大きいほど有機物による汚濁が大きいことを示す。湖沼や海域における有機汚濁の代表的な指標として用いられ、環境基準が定められている。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素／ $\text{NO}_3\text{-N}$ 、 $\text{NO}_2\text{-N}$ 】

人の体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に摂取した場合はメトヘモグロビン血症等の障害を起こすことがある。

【水素イオン濃度／pH】

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標で、7のとき中性でそれより大きいとアルカリ性、小さいと酸性になります。通常の河川水はpH 7付近で、また海水ではpH 8付近となっている。

【水準測量】

水準測量とは、土地の高さ（標高）を調査するため調査対象区域に水準点を定め測量することをいう。測量にあたっては2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間の高さを求める。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。また、国内の水準測量の基準となる日本水準原点は国会前庭内憲政記念会館南にあり、原点内部の水晶板のゼロ目盛の高さが東京湾平均海面上24.4140mとされている。

【セレン／Se】

地殻中の存在量は0.05mg/kgとわずかだが、自然界に広く存在する。用途はセラミクス、半導体、光電池、整流器など幅広い。過剰に摂取すると頭痛、呼吸不全などの急性中毒や皮膚、胃腸、神経障害などの慢性中毒を引き起こす。

【全窒素／T-N】

窒素化合物全体のこと、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（ $\text{NH}_4\text{-N}$ ）、亜硝酸態窒素（ $\text{NO}_2\text{-N}$ ）、硝酸態窒素（ $\text{NO}_3\text{-N}$ ）に分けられる。有機態窒素はたんぱく質に起因するものと、非たんぱく質性のものと分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化（閉鎖性水域等において植物プランクトンなどの栄養源である窒素、リン化合物が過剰になる現象。赤潮などの発生要因となる。）の目安になる。

【全リン／T-P】

リン化合物全体のこと、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

【騒音】

好ましくない音、やかましい音、不必要な音の総称でいずれもそれを聞く人の主観的・心理的な判断によるものである。

【総水銀／T-Hg】

無機水銀と有機水銀を合わせたものをいう。古くから防腐、消毒、金の精錬などに使われ現在でも化学製品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。有機水銀化合物のうち水銀がメチル基（ CH_3 ）、エチル基（ C_2H_5 ）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器等に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中樞神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。

〔た行〕

【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類化合物と呼んでいる。平成 11 年 7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF に Co-PCB を含めて”ダイオキシン類”と定義された。それぞれの毒性は塩素のつく数と位置によって異なり、最強とされているのは 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾジオキシン (TCDD) である。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するには合計した影響を考えるための手法が必要となる。そこで、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられており、多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数 (TEF) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (毒性等量 TEQ) が用いられている。

2, 3, 7, 8-TCDD はベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積性が高く、肝臓や皮膚に障害を起し、強い催奇性や発ガン性をもつ。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車排ガスなど様々な発生源がある。また、かつて使用されていた PCB や一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積されている可能性があるとの研究報告がある。

【WECPNL】 (Weighted Equivalent Continuous Perceived - Noise Level)

ある場所における 1 日あたりの航空機騒音の大きさを評価する国際的な単位。騒音のレベルだけでなく、継続時間、飛来回数、夜間・深夜の時間帯補正、音質なども加味したもの。加重等価感覚騒音基準うるささ指数などと訳される。

【チウラム / $C_6H_{12}N_2S_4$ 】

農薬で白色の固体。殺菌の用途で種子消毒、茎葉散布剤として使用される。除草剤として使用されるシマジン、水田除草剤として用いられるチオベンカルブといった農薬もチウラム同様環境基準が定められている。

【地球温暖化】

大気中に二酸化炭素などの熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地球の気温が上昇することをいう。数千年の間 1 ~ 2℃ の気温変化しかなかった大気がここ数十年の間に急な上昇を起こすことは、大気全体に深刻な影響を与え、数々の異常気象を生む原因となっている。

【窒素酸化物 / NO_x 】

ものの燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生じ、発生源としては自動車、工場、暖房機器などがある。燃料などの燃焼過程ではほとんどが一酸化窒素 (NO) の形で排出されるが、大気中で酸化され二酸化窒素 (NO₂) となる。窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質のひとつで、人の呼吸器に悪影響を与えたりする。

【デシベル / dB】

騒音や振動の大きさを表す単位。デシベル (dB) は音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して、人の感覚に対応するように補正したもの。

【テトラクロロエチレン / C_2Cl_4 】

⇒有機塩素化合物

【等価騒音レベル / L_{eq} 】

測定時間内における騒音レベル (dB) の総エネルギー平均値。

【特定建設作業】

建設作業の内、著しく騒音、振動を発生するもので、騒音規制法・振動規制法において規制の対象となっている作業。くい打機、くい抜機やさく岩機、ブレーカーを使用する作業などが該当する。

【トリクロロエチレン／ C_2HCl_3 】

⇒有機塩素化合物

〔な行〕

【鉛／Pb】

古くから人類に利用されてきた金属のひとつで、現在でもその錆にくさ、加工のしやすさなどから鉛管・板、蓄電池等金属のまま使用されるほか、化合物としても広く使われている。人体への影響としては貧血や中枢神経への影響などがあげられる。

【二酸化硫黄／ SO_2 】

⇒硫酸化物／ SO_x

【二酸化窒素／ NO_2 】

⇒窒素酸化物／ NO_x

〔は行〕

【BOD／生物化学的酸素要求量】(Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量をいう。値が大きいほど水は有機物によって汚染されていることを示し、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられる。

【PCB／ポリ塩化ビフェニール】

天然には存在しない合成有機塩素化合物。熱、酸・アルカリに強く、絶縁性が高いなどのすぐれた特性があり工業的に広く利用されてきた。用途はトランス油、コンデンサー、熱媒体などがある。人体への影響は皮膚への色素沈着、消火器障害、肝障害を引き起こす。カネミ油症候群の原因物質として知られる。

【非メタン炭化水素】

炭化水素は炭素と(C)と水素(H)からなる揮発性ガスの総称で、その主なものはエチレン、プロピレン、トルエンなどである。非メタン炭化水素(NMHC)は、炭化水素(HC)から光化学反応速度が遅いメタン(CH_4)を除いたものをいう。

【ふっ素／F】

天然には単体として存在せず、ふっ化物イオンとして広く存在する。用途としてはふっ素系樹脂の原料、ガラスのつや消しなどがある。人体への影響は中枢神経障害などがあげられる。

【浮遊粒子状物質／SPM】(Suspended Particulate Matter)

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在もののうち粒径が $10\mu m$ (0.01mm)以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により呼吸気管の深部まで達し、人の健康に及ぼす影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつであるといわれている。

【ベンゼン／ C_6H_6 】

揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の原料、溶剤等に使われている人体への影響は白血病、再生不良貧血などがあげられる。

【ほう素／B】

自然界には主にほう酸塩として存在する。用途としては、ガラス、陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成などがある。人体への影響は中枢神経障害があげられる。

〔や行〕

【有害大気汚染物質】

人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性を有するもので、一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される。

NO_xやSO_xなどの大気汚染物質とは区別して用いられる。

【有機塩素化合物】

炭素と塩素が直接結合した有機化合物をいい、一般に不燃・不溶性で生物分解がしにくい。金属機械部品の脱脂・洗浄、ドライクリーニングなどに大量に使用されたため、廃液等による地下水汚染が問題となった。人体への影響としては肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。代表的な物質としてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが上げられる。また、他にジクロロメタン、四塩化炭素なども平成5年に水質環境基準項目に指定された。

【要請限度値】

騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

〔ら行〕

【六価クロム／Cr⁶⁺】

クロム化合物のうち三価のものはその毒性はほとんど問題ないが、六価クロム、特にクロム酸や重クロム酸の形のものは酸化力が強く有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液やクロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中穿孔などがある。

茅ヶ崎の環境

平成18年（2006年）12月発行
200部作成

編集・発行 茅ヶ崎市環境部環境保全課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL. 0467-82-1111（代表）

内線 3211～2

FAX. 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

冊子として作成したものは、再生紙を使用しています。